泉北環境整備施設組合 管理者 辻 宏 康 様

泉北環境整備施設組合一般廃棄物処理施設立地検討委員会委員長高岡昌輝

泉北環境整備施設組合一般廃棄物処理施設の立地検討について(答申)

令和 6 年 1 月 5 日付け泉環資第 112 号により諮問された一般廃棄物処理施設 の立地検討について、以下のとおり答申します。 はじめに

地球温暖化や生態系の破壊といった地球規模での環境問題が深刻化する中、令和 2年 10月に国は令和 32年(2050年)までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「カーボンニュートラル」の実現を目指すことを宣言している。このようなカーボンニュートラルの実現に向けた施策については、廃棄物処理の分野においても十分に検討していくことが求められている。

廃棄物処理施策の動向をみると、これまでの国の「循環型社会形成推進基本計画」では、「質」にも着目した循環型社会の形成や、脱炭素社会や自然共生社会との統合的取り組みを中核的な事項として重視して方向性を示しており、加えて令和6年8月に策定された第五次計画では「持続可能な地域と社会づくり」が重点分野として掲げられている。また、国のプラスチック資源循環戦略に基づき「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」(プラスチック資源循環法)が令和4年4月に施行され、廃棄物処理及び資源循環の分野におけるカーボンニュートラルの実現に向けた法整備も進んできている。

このようなことを踏まえ、廃棄物処理施設の整備に当たっては、廃棄物処理施設の省エネルギー化や電気・熱としての廃棄物エネルギーの効率的な回収を進めるとともに、廃棄物の排出から収集運搬・中間処理・最終処分に至るまでの一連の工程を通じて、地域の廃棄物処理システム全体でエネルギー消費量の低減及び温室効果ガス排出量の削減を図る、地域の低炭素化の拠点となることが重要であると考えられる。

泉北環境整備施設組合では、現在運営する一般廃棄物中間処理施設(泉北クリーンセンター)の老朽化が進行していることから、令和3年度において「施設整備総合計画書」を策定し、長寿命化の目標年度を令和15年と定め、令和4~5年度の2か年で延命化工事を実施し、施設の長寿命化を図るとともに、二酸化炭素の排出抑制に取り組まれてきた。

併せて、令和16年度以降の新施設の整備に向けた更新事業を進めており、用地選定後の一般廃棄物処理施設の計画・工事期間が10年程度必要であることから、令和3年度において基本構想の策定に着手し、基本的な計画条件、脱炭素社会・地域循環共生圏の構築に向けた施設の活用策、立地検討手法、施設整備スケジュール等が整理できたことから、今後、国庫補助事業として施設更新を進めていくため、立地検討を行うものとした。

立地検討に際しては、土地利用規制や防災面、立地環境、経済性、施設の利活用など、多面的な視点での評価が求められ、透明性の確保を図りながら適切に進める必要があるため、泉北環境整備施設組合一般廃棄物処理施設立地検討委員会が設置され、令和6年1月5日付けで組合管理者から立地検討について諮問を受けたものである。

本委員会は、諮問を受け、現地踏査を含む全6回の委員会で議論を行い、立地に関 して意見取りまとめたので、以下のとおり答申するものである。

目 次

1		本編	
(1)	諮問事項及び本委員会の答申1
2		資料	4編
	1) 7	ℤ地検討に係る諮問書15
	2)屏	地の適合評価項目17
	3)用	地の比較評価項目18
			と較評価の評価基準22
	5) 評	₽価項目ごとの配点·······28
	6) 出	比較評価の結果33
	7) 슫	♪意形成に係る聞き取り調査結果の概要54
			5段の利活用に係る取組のポイント ·······59

1 本編

(1) 諮問事項及び本委員会の答申

諮問事項

(1) 次期中間処理施設の整備に適した用地の条件に関すること。

答申

立地検討の対象とした候補地は、組合市から列挙された表 1-1 に示す 3 箇所とした。

これらの候補地について、施設整備にあたって最低限必要な条件である必要な面積や他の事業計画との競合の有無、施設整備に対する法規制の観点から、次の表 1-2 に示す評価項目を設定し、施設整備への適合性を確認した。

確認の結果、検討対象とした各候補地ともに、次期中間処理施設の整備に 適した用地であると評価した。

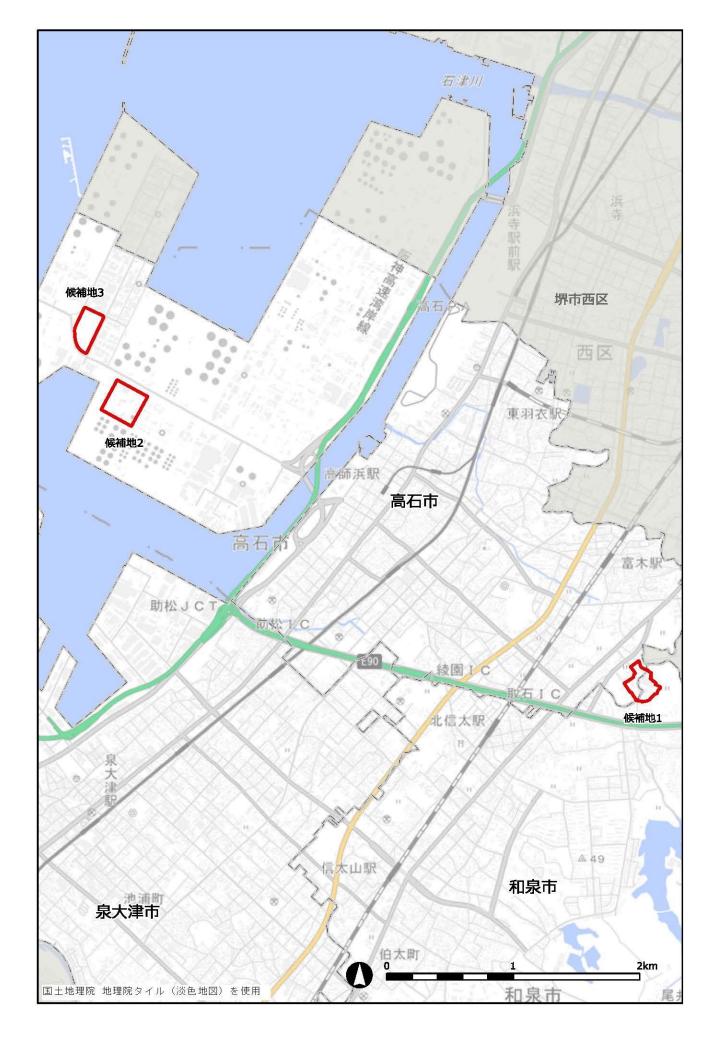
【資料編 1 参照 P15】

表 1-1 立地検討の対象とした候補地

候補地	①現有地	②ENEOS 大阪事業所	③高砂公園
医無地	(泉北クリーンセンター)	跡地	
所在地	和泉市舞町	高石市高砂2丁目	高石市高砂3丁目
面積	約 4. 2ha	約 7. Oha	約 4. 8ha
土地	泉北環境整備施設組合	ENEOS 株式会社	高石市
所有者			
現状の	現クリーンセンターが	製油所跡地	グラウンド(今後機能
土地利用	稼働		移転を予定)

表 1-2 施設整備への適合性に係る評価項目

必要面積	
他の事業計画との競合	
施設整備に対する法規制の有無	・河川区域 ・砂防指定地 ・急傾斜地崩壊危険区域 ・地すべり防止区域 ・土砂災害特別警戒区域 ・保安林 ・自然公園特別地域 ・鳥獣特別保護地区 ・風致地区



(2) 用地の比較評価項目に関すること。

答申

立地検討にあたっては、より望ましい候補地を選定するという観点の評価項目を設定するものとした。

評価項目は、「ごみ処理施設の計画・設計要領」に示される評価項目の例を参考にしつつ、組合市の立地特性及び防災、立地環境、経済性、施設の利活用を主要な評価項目として、次の表 1-3 に示す評価項目を設定した。

なお、施設の利活用については、地域循環共生圏の形成の観点から、廃棄物からのエネルギー・資源回収や動静脈連携を考慮した整理・評価を行った。

【資料編 2 参照 P16~19】

表 1-3 比較評価の評価項目

防災	浸水・想定震度・	・浸水想定
	液状化	・想定震度
		・液状化指数
		・活断層
立地環境	法令等	・都市計画区域
		・都市施設決定の有無
		・景観計画区域
		·農用地区域
		・地域森林計画民有林
		・指定文化財
		・埋蔵文化財
	土地取得·合意形	・土地所有者の区分及び用地取得
	成	・土地所有者の数
		・地元自治会の理解度
		・他市町村の距離
	インフラの状況・	・上水道の整備状況
	施工性	・下水道の整備状況
		・道路の整備状況
		・支障物の有無
		・土地の傾斜
		・土壌汚染の可能性
		・工事車両と既存ごみ搬入車両の交錯
		・施工ヤードの確保
	生活・自然環境	・教育・医療・福祉施設との距離
		・住宅までの距離
		・周辺道路の混雑度
		・公害規制
		・特定植物群落
		·植生自然度

表 1-3 比較評価の評価項目(つづき)

経済性	・用地取得				
	│・施工費				
	・その他の工事中	の必要費用			
	・運転・維持補修	費			
	・収集運搬(費用				
	・灰搬出運搬(費	·用)			
	・その他の維持管	理中の必要費用			
施設の利活	エネルギー利活	・送電線までの距離			
用	用・脱炭素化	・エネルギー供給施設(工場)の有無			
	・エネルギー供給施設(農地)の有無				
	・その他のエネルギー利用・脱炭素化の可能性				
	エネルギー以外	・資源循環に係る施設利活用			
	の施設利活用	・地域振興に係る施設利活用			
	· その他の施設利活用				
		・将来の建て替え用地の確保			

(3) 比較対象地の比較評価基準に関すること。

答申

比較評価の評価項目について、次の表 1-4 に示す基本的な考え方に基づき、比較評価を行うこととした。

また、各評価項目に適用する評価基準及びその考え方を表 1-5 に示す。 【資料編 3 参照 P20~25】

表 1-4 比較評価の基本的な考え方

評価基準の考え方	評価基準
施設整備上支障が生じる、あるいは周辺環境に対して 影響を及ぼす可能性が極めて小さい	0
施設整備上支障が生じる、あるいは周辺環境に対して 影響を及ぼす可能性が小さい	0
施設整備上支障が生じる、あるいは周辺環境に対して 影響を及ぼす可能性がある	
施設整備上支障が生じる、あるいは周辺環境に対して 影響を及ぼす可能性が大きい	Δ

表 1-5 評価項目及び評価基準

	i		評価基準										
			◎: 浸水なし										
	浸水、想定震度、液状化	浸水想定	②:浸水高さ ○:浸水高さ 0.1~0.5m未満 □:浸水高さ 0.5~3.0m未満 △:浸水高さ 3.0m以上										
防災		想定震度	◎:震度5以下○:震度6弱□:震度6強△:震度7										
火		液状化指数	◎: PL 値が 0 ○: PL 値が 0~5 以下 □: PL 値が 5~15 以下 △: PL 値が 15 超										
	ַם	活断層	◎:活断層からの距離が 300m 以上 □:推定活断層からの距離が 300m 程度 △:活断層からの距離が 300m 以内										
	法令等	都市計画区域	◎:工業専用地域 ○:工業系用途地域(工業専用地域除く) □:都市計画区域外または市街化調整区域 △:上記以外										
		都市施設決定の有 無	◎:都市施設決定が不要である。 △:都市施設決定が必要である。										
立		法令等	法令等	法令等	法令等	法令等	法令等	法	法	法	法	景観計画区域	◎:景観計画区域に該当しない、または景観計画区域に該当するが施設整備に支障がない。△:景観計画区域に該当し、施設整備にあたって高さ等の制限がある。
立地環境								農用地区域	◎:農用地区域に該当しない。□:農用地区域の周縁部に該当する。△:農用地区域の周縁部以外に該当する。				
		地域森林計画民有 林	◎:地域森林計画民有林に該当しない。△:地域森林計画民有林に該当する。										
		指定文化財	◎:候補地に指定文化財が該当・隣接しない。□:候補地が指定文化財に該当しないが、隣接する。△:候補地内に指定文化財が該当する。										
			埋蔵文化財	◎:候補地に周知の埋蔵文化財が該当・隣接しない。□:候補地に周知の埋蔵文化財が該当しないが、隣接する。△:候補地内に周知の埋蔵文化財が該当する。									

表 1-5 評価項目及び評価基準(つづき)

衣 1-0			評価項目及び評価基準(フラさ) 										
	i	評価項目	評価基準										
	土地	土地所有者の区分 及び用地取得	◎:土地が組合の所有する用地であり、用地取得の必要がない。○:土地が公共用地であり、用地取得は必要である。□:土地が民有地であり、用地取得は必要である。(所有者の承認を得ている。)△:土地が民有地であり、用地取得は必要である。(所有者の承認がない。)										
	土地取得・合意形	土地所有者の数	◎:土地所有者が1名(団体)である。○:土地所有者が2~9名(団体)以下である。□:土地所有者が10~19名(団体)以下である。△:土地所有者が20名(団体)以上である。										
	形成	地元自治会の理解 度	◎:土地所有者、地元自治会の理解が得られている。 △:土地所有者、地元自治会の理解が得られていない。										
		他市町村の距離	◎: 200m 以上 ○: 100m 以上 200m 未満 □: 50m 以上 100m 未満 △: 50m 未満										
		上水道の整備状況	◎:近傍まで上水道が整備されている。 △:近傍まで上水道が整備されていない。										
		下水道の整備状況	◎:近傍まで下水道が整備されている。 △:近傍まで下水道が整備されていない。										
立地環境		道路の整備状況	◎:道路(幅員 5.5m以上)が近傍まで整備されている。○:道路(幅員 5.5m以上)が近傍まで整備される予定がある。△:道路(幅員 5.5m以上)が近傍まで整備されていない。										
境	インフラの状況・施工性	支障物の有無	◎:支障物がない。○:支障物があるが、施設整備に支障がない。△:支障物があり、施設整備に支障がある。										
		土地の傾斜	○: 土地の傾斜が概ね 5 度未満である。○: 土地の傾斜が概ね 15 度未満である。□: 土地の傾斜が概ね 30 度未満である。△: 土地の傾斜が 30 度以上である。										
		状況・施工	状況·施工	状況・施工	· 施 工	施 加 工	施 加 工	施 加 工	· 施 工	· 施 工	施 加 工	土壌汚染の可能性	○:土壌汚染の可能性が低い。○:土壌汚染の可能性が高いが、速やかに土壌調査・対策を実施することが可能である。△:土壌汚染の可能性が高く、速やかに土壌調査・対策を実施することが難しい可能性がある。
			工事車両と既存ごみ搬入車両の交錯	◎:工事車両と既存ごみ搬入車両の交錯がない。○:工事車両と既存ごみ搬入車両の交錯があるが、施設整備に支障がない。△:工事車両と既存ごみ搬入車両の交錯があり、施設整備に支障がある。									
		施工ヤードの確保	◎:施工ヤードを敷地内に確保可能。○:施工ヤードを敷地外に確保する可能性が高く、敷地外での施工ヤード確保の見通しがある。△:施工ヤードを敷地外に確保する可能性が高く、敷地外での施工ヤード確保に見通しが立っていない。										

表 1-5 評価項目及び評価基準(つづき)

	Ī	評価項目	評価基準	
	生活・自然環境		教育・医療・福祉 施設との距離	◎: 200m 以上 ○: 100m 以上 200m 未満 □: 50m 以上 100m 未満 △: 50m 未満
		住宅までの距離	◎: 200m 以上 ○: 100m 以上 200m 未満 □: 50m 以上 100m 未満 △: 50m 未満	
立地環境		周辺道路の混雑度	○: 混雑度が 1.00 未満○: 混雑度が 1.00 以上-1.25 未満□: 混雑度が 1.25 以上-2.00 未満△: 混雑度が 2.00 以上	
境		が 環境 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	公害規制	◎:騒音規制法の規制区域外である。 ○:騒音規制値が夜間 60dB である。 □:騒音規制値が夜間 55dB である。 △:騒音規制値が夜間 45dB 以下である。
			特定植物群落	◎:特定植物群落に該当及び隣接しない。□:特定植物群落に該当しないが、隣接する△:特定植物群落に該当する。
		植生自然度	◎:植生自然度9以上に該当及び隣接しない。□:植生自然度9以上に該当しないが、隣接する。△:植生自然度9以上に該当する。	
	用地取得			
経済性	費用	費 他の工事中の必要 ・維持補修費	◎:費用が相対的に少ない。(満点)	
催	収集:	運搬(費用)	△:費用が相対的に多い。(費用小÷費用大×配点)	
		出運搬(費用)		
	その必要	他の維持管理中の 費用		

表 1-5 評価項目及び評価基準(つづき)

	Ī	評価項目	評価基準
		送電線までの距離	◎:1km 以内に特別高圧送電線がある。 △:1km 以内に特別高圧送電線がない。
	エネルギー利	エネルギー供給施設(工場)の有無	 ○:1km以内の工場(ボイラー施設の届出)のエネルギー需要が非常に大きい。(燃料の燃焼能力(重油換算)合計が340L/h以上) ○:1km以内の工場(ボイラー施設の届出)のエネルギー需要が大きい。(燃料の燃焼能力(重油換算)合計が170L/h以上340L/h未満)。 □:1km以内の工場(ボイラー施設の届出)のエネルギー需要がある。(燃料の燃焼能力(重油換算)合計が170L/h未満) △:1km以内に工場がない。
施設の利	·利活用·脱炭素化	エネルギー供給施設(農地)の有無	 ○: 1km以内に農地(ハウス農家)のエネルギー(熱、CO2)需要が多く存在する。(面積合計が2ha以上) ○: 1km以内に農地(ハウス農家)のエネルギー(熱、CO2)需要がある。(面積合計が1ha以上2ha未満) □: 1km以内に農地(ハウス農家)のエネルギー(熱、CO2)需要がわずかにある。(面積合計が1ha未満) △: 1km以内に農地(ハウス農家)のエネルギー(熱、CO2)需要がない。
の利活用		その他のエネルギ 一利用・脱炭素化 の可能性	◎:その他のエネルギー利用・脱炭素化が可能であり、特に評価できる。○:その他のエネルギー利用・脱炭素化が可能である。△:その他のエネルギー利用・脱炭素化の利活用は難しい。
	エネルギー	資源循環に係る施 設利活用	◎:資源循環に係る利活用が可能であり、特に評価できる。○:資源循環に係る利活用が可能である。△:資源循環に係る施設利活用は難しい。
		ルギー	地域振興に係る施 設利活用
	以外の施設利活用	その他の施設の利活用	◎:エネルギー、資源循環及び地域振興以外の利活用が可能であり、特に評価できる。○:エネルギー、資源循環及び地域振興以外の利活用が可能である。△:エネルギー、資源循環及び地域振興以外の施設利活用は難しい。
	Ш	将来の建て替え用 地の確保	◎:将来の建て替え用地が確保できる。 △:将来の建て替え用地の確保は難しい。

(4) 比較評価項目毎の配点に関すること。

答申

配点については、次の表 1-6 に示す概ね各大項目で同程度の点数(各約90点)とした。ただし、「立地環境」のうち事業の実施に当たって必須となる「土地取得・合意形成」に関しては、各評価項目の配点の比重を高くした。 【資料編4参照P26~30】

表 1-6 評価項目ごとの配点

		配点		
防災				点
	法令等	都市計画区域、都市施設決定の有無、景 観計画区域、農用地区域、地域森林計画 民有林、指定文化財、埋蔵文化財		87 点
	生活・自然環境	教育・医療・福祉施設との距離、住宅ま での距離、周辺道路の混雑度、公害規 制、特定植物群落、植生自然度	63 点	
立地 環境	インフラの 状況・施工性	上水道の整備状況、下水道の整備状況、 道路の整備状況、支障物の有無、土地の 傾斜、土壌汚染の可能性、工事車両と既 存ごみ搬入車両の交錯、施工ヤードの確 保		
	土地取得· 合意形成	土地所有者の区分及び用地取得、土地 所有者の数、地元自治会の理解度、他市 町村の距離	24 点	
経済性	用地取得、施工費、その他の工事中の必要費用、運転・維			点
施設の 利活用	エネルギー利活 用・脱炭素化	送電線までの距離、エネルギー供給施設(工場)の有無、エネルギー供給施設(農地)の有無、その他のエネルギー利用・脱炭素化の可能性	88 点	
小小山川	エネルギー以外 の施設利活用	資源循環に係る施設利活用、地域振興 に係る施設利活用、その他の施設利活 用、将来の建て替え用地の確保		
		合計	353	点

(5) 比較対象地の比較評価(候補地の選定)に関すること。

答申

答申(2)の比較評価項目、答申(3)の比較評価基準、答申(4)の比較評価項目毎の配点に基づき、評価対象とする各候補地について、表 1-7 に示すとおり比較評価を行った。

比較評価の結果、候補地 2 (ENEOS 大阪事業所跡地) の点数が最も高く、次いで候補地 3 (高砂公園)、候補地 1 (現有地(泉北クリーンセンター)) の順となった。

このことから、候補地 2 (ENEOS 大阪事業所跡地)が次期一般廃棄物処理施設の用地としてより望ましいと考えられる。

【資料編5参照P31~51】

表 1-7 比較評価結果

	評価項目			配点			
				候補地 2	候補地3		
防災	浸水、想定震度、液状化	88 点	21 点	25 点	36 点		
	法令等	21 点	13 点	15 点	12 点		
立地環境	土地取得・合意形成	24 点	12 点	20 点	16 点		
<u>工</u> 地垛块	インフラの状況・施工性	24 点	20 点	19 点	20 点		
	生活·自然環境	18 点	12 点	16 点	16 点		
	用地取得、施工費、						
	その他の工事中の必要費用、		81 点	90 点	90 点		
経済性	運転・維持補修費、	90 点					
性/月1土	収集運搬(費用)、	00 m.					
	灰搬出運搬(費用)、						
	その他の維持管理中の必要費用						
施設の利活用	エネルギー利活用・脱炭素化	44 点	21 点	32 点	30 点		
心はマッケッカ州	エネルギー以外の施設利活用	44 点	19 点	38 点	21 点		
	合計	353 点	199 点	255 点	241 点		

- (6) 候補地の周辺地域との合意形成に係る留意事項に関すること。
- (7) その他、立地検討において必要と認められる事項に関すること。

答申

最も点数の高い候補地 2(ENEOS 大阪事業所跡地)は、高石市高砂 2 丁目の製油所跡地に位置するため、合意形成の対象となる周辺住民は存在せず、土地取得の容易性・合意形成の面において他の候補地に比べ優位と考えられる。ただし、周辺事業所への聞き取り調査の結果、当候補地での次期一般廃棄物処理施設の整備に賛同しない意見は存在しなかったものの、当候補地において施設整備を進める場合には、騒音、悪臭、交通渋滞などの環境負荷を軽減するための対策が求められる。

一方、候補地 2 は、面積に余裕があるとともに、周辺(約 1km 圏内)に多数の事業所が存在し周辺工場等への熱供給の点で有利であるほか、メタンガス利用等や CCUS の取組の可能性も有しており、施設の利活用(エネルギー利活用・脱炭素化、エネルギー以外の施設利活用)の観点で優位性があるため、施設の整備と並行し、新たな施設の利活用に向けた拡張も視野に入れた取り組みが望まれる。

また、将来の建替え用地の確保が可能であることから、将来的な経費の削減に寄与できるものと考える。ただし、現資源化センター(H28 竣工)は、まだ竣工から8年しか経過しておらず、管理棟(H16 竣工)についても、竣工から20年しか経過していない。そのため、現資源化センターや管理棟の有効活用は、建設費や収集運搬費用の抑制にもつながることから、今後の検討が必要である。

なお、今後の具体的な施設計画の検討にあたっては、少子高齢化や人口減少社会の進展に伴う将来的なごみ量の減少、民間廃棄物処理施設の活用を考慮し、組合市の財政状況を踏まえた適正な用地・施設規模となるよう、引き続き精査を行っていくことが必要と考える。

【資料編 6·7 参照 P52~58】

むすびに

近年、全国的に廃棄物処理施設の多くが更新時期を迎えているが、一般廃棄物処理施設の整備においては、施設建設用地の確保が最大の行政課題となっている。

今回の立地検討に際し、本委員会は、別記開催経過のとおり、計6回の委員会を開催し、専門的客観性及び公正さを確保するため、多角的かつ総合的な観点から慎重に審議・評価を行った。なお、審議にあたっては、会議の開催経過をホームページで公表するなど、意思形成過程である情報の取扱に配慮しつ、委員会運営の透明性の確保に努めたものである。

今後、施設整備を進めるにあたっては、将来の廃棄物処理を通じた脱炭素社会・地域循環共生圏の構築に向け、泉北環境整備施設組合及び構成する組合市が、一体となって取り組まれたい。

そのうえで、次期整備する施設については、泉北クリーンセンター整備基本構想に掲げられているとおり、多面的価値を創出する廃棄物処理施設について、十分検討され、当該施設が、地域の安心・安全な生活環境の維持に貢献するとともに、持続可能な環境保全に寄与し、資源循環や脱炭素化の推進と地域循環共生圏の構築に向けた取組の拠点となることを期待する。

泉北環境整備施設組合 一般廃棄物処理施設立地検討委員会 委員長 高 岡 昌 輝

一般廃棄物処理施設立地検討委員会 開催経過

日程	内容
令和 6 年	
1月5日	第1回検討委員会(委員長選任・諮問)
3月28日	第2回検討委員会(評価項目・評価基準案の審議)
5月24日	第3回検討委員会(候補地現地踏査)
7月31日	第4回検討委員会(採点・評価案の審議)
9月30日	第5回検討委員会(評価結果の審議)
10月25日	第6回検討委員会(答申案の審議)

一般廃棄物処理施設立地検討委員会 委員名簿

	氏 名	役職
高岡	昌輝	京都大学大学院工学研究科教授 ※委員長
水谷	聡	大阪公立大学大学院工学研究科准教授 ※副委員長
谷畑	英吾	前滋賀県湖南市長
乾	徹	大阪大学大学院工学研究科教授
重里	紀明	泉大津市副市長
森吉	豊	和泉市副市長
春名	克俊	高石市副市長

2 資料編

1) 立地検討に係る諮問書

泉環資第 112 号令和 6年1月5日

泉北環境整備施設組合 一般廃棄物処理施設立地検討委員会 委員長 高岡 昌輝 様

泉北環境整備施設組合管理者 辻 宏 康

泉北環境整備施設組合一般廃棄物処理施設の立地検討について(諮問)

泉北環境整備施設組合一般廃棄物処理施設の立地検討について、下記のとおり諮問します。

記

1 一般廃棄物処理施設の立地検討について

本組合では、現在運営する一般廃棄物中間処理施設(泉北クリーンセンター)の老朽化が進行していることから、令和2年度において「施設整備総合計画書」を策定し、長寿命化の目標年度を令和15年と定め、令和4~5年度の2か年で延命化工事を実施し、施設の長寿命化を図るとともに、二酸化炭素の排出抑制に取り組んでいます。併せて、令和16年度以降の新施設の整備に向けた更新事業を進めており、用地選定後のごみ処理施設の計画・工事期間が10年程度必要であることから、令和3年度において基本構想の策定に着手し、基本的な計画条件、脱炭素化社会・地域循環共生圏の構築に向けた施設の活用策、立地検討手法、施設整備スケジュール等が整理できたことから、今後、国庫補助事業として施設更新を進めていくため、立地検討業務を行うものであります。

立地検討に際しては、土地利用規制や防災面、立地環境、経済性、施設の

利活用など、多面的な視点での評価が求められ、民意の反映及び透明性の確保を図りながら、適切に進めるため泉北環境整備施設組合一般廃棄物処理施設立地検討委員会を設置し、審議・評価を行うこととしたものです。

最終的に建設用地となる周辺の方々には、工事期間中をはじめ施設が完成した後も、長きにわたり多大なるご協力をいただくこととなり、その候補地は、貴委員会での評価や審議を経ずに決定できるものではないと考えます。ついては、下記の諮問事項について、貴委員会の意見を求めるものです。

2 諮問事項

次のことについて、諮問します。

- (1) 次期中間処理施設の整備に適した用地の条件に関すること。
- (2) 用地の比較評価項目に関すること。
- (3) 比較対象地の比較評価基準に関すること。
- (4) 比較評価項目毎の配点に関すること。
- (5) 比較対象地の比較評価 (候補地の選定) に関すること。
- (6) 候補地の周辺地域との合意形成に係る留意事項に関すること。
- (7) その他、立地検討において必要と認められる事項に関すること。

2) 用地の適合評価項目

適合評価については、施設整備にあたって必要な面積や他の事業計画との競合の有無、施設整備に対する法規制の観点から、表 2-1 に示す評価項目とし、施設整備への適合性を確認した。

表 2-1 用地の適合評価項目

	評価項目	選定理由等
必要i	面積	施設整備に必要な敷地面積が確保できない場合、本施設整備が困難となるため、適合性の評価項目とした。 なお、現有地については、建替え面積が不足する場合、現有地建替え中のごみ処理費用等を比較評価における経済性の評価に含めた。
他の	事業計画の有無	他の事業の計画が存在する場合、本施設整備との調整が必要であり、本施設整備が困難となる可能性があるため、適合性の評価項目とした。
	河川区域	河川区域は、河川が適性に利用され、流水の正常な機能を維持する ために指定された区域であり、河川区域内においては、土地の占 用、工作物の新築等、土地の掘削等の行為は河川管理者の許可が必 要である。区域指定の主旨を勘案すると施設整備には適さないた め、適合性の評価項目とした。
	砂防指定地	「砂防法」、「地すべり等防止法」、「急傾斜地の崩壊による災害
	急傾斜地崩壊危険区	の防止に関する法律」において工作物の新築等の規制がされてお
	域	り、規制の主旨を勘案すると施設整備には適さないため、適合性の
	地すべり防止区域	評価項目とした。
	土砂災害特別警戒区域	「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する 法律」において建物の建築規制がされており、規制の主旨を勘案す ると施設整備には適さないため、適合性の評価項目とした。
法令等	保安林	保安林は、水源の涵養、災害の防備、生活環境の保全等のため指定された森林であり、保安林の機能が失われないよう、伐採や土地の 形質変更などが制限されており、保安林指定の主旨を勘案すると 施設整備には適さないため、適合性の評価項目とした。
	自然公園特別地域	自然公園は、自然と景観を保護するために指定された公園であり、 特別地域においては工作物(建築物、車道等)の新築、改築、増築に ついて環境大臣又は知事の許可が必要である。周辺地域への影響 を考慮すると、整備は適さないため、適合性の評価項目とした。
	鳥獣特別保護地区	鳥獣保護区は、鳥獣の保護の見地から指定された区域であり、特別保護地区においては、建築物その他の工作物の新築、改築、増築、水面の埋め立て、干拓、木竹の伐採を行うには、知事の許可が必要である。周辺環境への影響を勘案すると、施設整備には適さないため、適合性の評価項目とした。
	風致地区	風致地区は、良好な自然的景観や都市環境を維持する目的で定められた地域であり、周辺の土地の風致と調和するよう許可制度の 規制が行われている。地区指定の主旨及び周辺地域への影響を勘 案すると、施設整備には適さないため、適合性の評価項目とした。

3) 用地の比較評価項目

比較評価については、施設整備にあたって、より望ましい候補地を選定するという観点の評価項目とする。評価項目は、「ごみ処理施設の計画・設計要領」に示される評価項目の例を参考にしつつ、組合市の立地特性および防災、立地環境、経済性、施設の利活用を主要な評価項目として、表 2-2 に示すとおりとした。

なお、施設の利活用については、地域循環共生圏の形成の観点から、廃棄物からのエネルギー・資源回収や動静脈連携を考慮した整理・評価を行った。

表 2-2 用地の比較評価項目

	表 2-2 用地の比較評価項目 					
	評化	価項目	選定理由等			
		浸水想定	盛土等によって浸水対策が可能であるが、浸水想定が少ない方が 災害リスクは低く施設整備に望ましいことから、評価対象とする。			
	浸水	想定震度	近年の一般廃棄物処理施設は震度7においても耐震性は十分確保 されているが、想定震度は低い方が災害リスクは低く施設整備に 望ましいことから、評価対象とする。			
防災	・想定震度	液状化指数	地盤の液状化の可能性を表す指数 (PL 値:液状化指数) において、 液状化危険度判定区分の最大区分 「PL 値が 15 超」においても現在 の技術であれば施工可能であるが、液状化の可能性が低い方が施 設整備に望ましいことから、評価対象とする。			
	液状化	活断層	活断層の位置は、あくまで過去の地震の発生の痕跡であり、再び同場所で起きるという確証はないが、「ダム建設における第四紀断層の調査と対応に関する指針(建設省)」を参考として、ごみ焼却施設及び最終処分場の候補地評価において活断層(起震断層)からの距離 300m を指標として用いられることがあることから、本事業においても防災リスクの観点から、評価対象とする。			
		都市計画区域	用途地域は、市街地の大枠としての土地利用の用途を定めたものである。国土交通省都市計画運用指針の「廃棄物処理施設の計画にあたっての留意事項」に、廃棄物処理施設は工業系の用途地域の設置が望ましいとされており、その主旨及び周辺地域への影響を勘案すると、住居系用途地域・商業系用途地域への整備は避けることが望ましいため、評価対象とする。			
		都市施設 決定の有無	都市施設決定が必要な場合、都市計画決定の手続が必要であるが、 該当しない場合は施設整備が容易なため、評価対象とする。			
立地環境	法令等	景観計画区域	泉大津市・高石市は大阪府景観条例、和泉市は和泉市景観条例に基づく景観計画区域が定められており、景観計画区域に該当する場合、施設整備に支障が生じる場合があることから、景観計画区域への該当の有無及び該当した場合の施設整備への支障の有無を評価対象とする。			
		農用地区域	農用地区域は、地域の農業を振興していくうえでの基盤として農用地等の利用が目的とされた区域である。第一種農地に該当する場合、第一種農地は農業以外の利用への転用が認められていない。 農用地区域に該当する場合に必ずしも第一種農地に該当するわけではないが、第一種農地へ該当する可能性があることから、評価対象とする。			

表 2-2 用地の比較評価項目(つづき)

評価項目			選定理由等
		111-1-1-1	地域森林計画民有林に該当する場合、林地開発協議が必要であり、
		地域森林	該当しない場合は施設整備が容易となる。そのため、地域森林計画
	法令等	計画民有林	民有林への該当の有無を評価対象とする。
		45.45.4. // B4	指定文化財は、移設及び保存が難しい場合があり、施工時において
		指定文化財	も配慮が必要となることから、評価対象とする。
		Im ++ -+ //	埋蔵文化財に該当又は隣接する場合は試掘が必要であり、試掘後、
		埋蔵文化財	発掘調査等が必要となる可能性があることから、評価対象とする。
-			用地取得の必要性がある場合、施設の整備に時間を要するおそれが
		土地所有者の	あることから評価対象とする。また、用地取得を行う場合には公共
		区分及び用地	用地の場合比較的取得が容易となること、土地所有者の承認がない
		取得	場合は取得が困難となることから、公共用地・民有地の別及び土地
	土地		所有者の承認の有無を評価対象とする。
	取		用地取得の際、土地所有者との交渉が必要となり、土地所有者の数
	得	土地所有者の	が多い場合、用地取得が難航する場合があるが、土地所有者の数が
	·	数	少ない方が用地取得が難航するリスクが低いことから、評価対象と
	合意形:		する。
	形	地元自治会の	地元自治会の理解が得られていない場合、施設整備及び土地取得に
	成	理解度	時間を要するおそれがあることから、評価対象とする。
		他市町村の距離	本施設へ搬入するごみは、組合市のごみであることから、本施設稼
			働による騒音等の影響を考慮し、他市町村と一定程度の距離がある
<u> </u>			方が望ましいため、評価対象とする。
立 地 環境		上水道の 整備状況	ごみ焼却では冷却水等が必要であり、候補地から水道管幹線までの
境			距離が短い方が施設への用水供給が容易であることから、評価対象
			とする。
			候補地が下水道計画区域に該当する場合、施設排水を下水道放流す
		下水道の	ることが可能であり、公共用水域へ排水する必要がなく、環境負荷
		整備状況	が少ない。また、候補地から下水道計画区域までの距離が短い方が
			施設整備が容易であることから、評価対象とする。
	イン		ごみ搬入を行う場合、ごみ搬入車両等のすれ違いが可能な道路が候
	フフ	道路の	補地まで整備されていることが望ましいことから、ごみ搬入車両等
	ラ	整備状況	のすれ違い可能な道路として幅員 5.5m 以上の整備状況を評価対象
	の状		とする。
	況	支障物の	敷地内に支障物がある場合、施設整備に支障が生じるおそれがある
		有無	ことから、評価対象とする。
	施工	土地の傾斜	急傾斜地(傾斜が 30 度以上)の土地は、造成工事に支障が生じる
	土性	上地の傾斜	おそれがあることから、評価対象とする。
	1_	土壌汚染の	土壌汚染のおそれがある場合、土壌調査及び手続に費用と時間を要
		可能性	することから、土壌汚染の可能性について、評価の対象とする。
		工事車両と	 工事車両と既存ごみ搬入車両との交錯がある場合、工事に支障が生
		既存ごみ搬入	工事単岡と成仔にみ旅八単岡との交頭がめる場合、工事に文陣が生 じるおそれがあることから、評価の対象とする。
		車両の交錯	しるのに1レル゙めることル゙り、評ଆの別多とりる。
		施工ヤード	工事の際に施工ヤードの確保ができない場合、工事に支障が生じる
		の確保	おそれがあることから、評価の対象とする。

表 2-2 用地の比較評価項目(つづき)

評価項目			選定理由等
		教育・医療・ 福祉施設 との距離	騒音規制法及び振動規制法に基づく特定工場等の規制基準において、教育施設、福祉施設、医療・保健施設等の特に配慮が必要な施設については厳しい規制基準が設定されており、これらの施設からは距離を取ることが望ましいことから、評価対象とする。
		住宅までの 距離	住環境への配慮から、住宅から一定程度の距離を取ることが望ましいことから、評価対象とする。
	生	周辺道路の 混雑度	ごみ搬入を行う上で候補地付近の交通量が少なく渋滞の可能性が 低い方が円滑なごみ搬入ができることから、評価対象とする。
立地環境	生活・自然環境	公害規制	騒音等の規制は、生活環境に近いほど規制される騒音レベルが厳しく、生活環境から遠いほど規制される騒音レベルは高く設定されており、生活環境への影響は小さく、生活環境の快適性が維持されることから、評価対象とする。なお、振動は騒音の規制区分に基づき設定されており、悪臭は市内で一律の規制値であることから、騒音規制の程度で評価する。
		特定植物群落	環境省「自然環境保全基礎調査」では貴重な植物群落として、特定植物群落が選定されている。貴重な植物群落については改変等の影響は避けることとし、評価対象とする。
		植生自然度	植生区分の植生自然度のうち、植生自然度9以上は自然林が該当 する。自然林は移植等の対応が難しいと判断し、改変等の影響を さけることから、評価対象とする。
	用地	取得	用地取得や施設整備、施設運営にあたっては、経済的に優れた土 地が組合市にとって望ましいことから、評価対象とする。
	施工	費	経済性については、イニシャルコスト、ランニングコストの観点 で、候補地に差が生じると想定される主要な費用について、概算
/27	その 必要	他の工事中の 費用	費用で比較評価を行う。 主要なイニシャルコストは、用地取得及び工事費とする。
経済性	運転	・維持補修費	主要なランニングコストは、運転・維持補修費のほか、組合市の 立地特性の課題を踏まえて、ごみ収集費用及び灰搬出費用とする。
,	収集	運搬(費用)	上記のほか、施設の整備パターンの違いによる比較も検討項目と して加えるものとする。
	灰搬	出運搬(費用)	
	-	他の維持管理 必要費用	

表 2-2 用地の比較評価項目(つづき)

	評	価項目	選定理由等
	エネルギー利活用	送電線までの 距離 エネルギー供 給施設(工場) の有無 エネルギー供 給施設(農地) の有無	施設整備に望ましい立地特性の方向性を踏まえ、ごみ処理に伴う副次的なエネルギーの有効活用は、気候変動への対応として必要不可欠であることから、エネルギーの利活用について、評価対象とする。 エネルギーの利活用は、エネルギーの送電、工業利用、農業利用のエネルギー利用について、評価を行う。
施設。	H·脱炭素化	その他のエネ ルギー利用・ 脱炭素化の可 能性	ごみ処理に伴う副次的なエネルギーの有効活用について、上記以外の観点で有効なエネルギー利用ができる場合に評価対象とする。 なお、地域循環共生圏の形成の観点から、施設周辺の生産拠点(動脈産業)や資源の再利用施設(静脈産業)も考慮し、動静脈連携も見据えた整理・評価を行う。
の利活用	エネルギー以外の施記	資源循環に係 る施設利活用	施設整備に望ましい立地特性の方向性を踏まえ、ごみ処理に伴う副次的なエネルギーの有効活用とともに、地域循環共生圏の構築の観点で資源循環に係る施設利活用ができると施設の付加価値が高まることから、評価対象とする。なお、地域循環共生圏の形成の観点から、施設周辺の生産拠点(動脈産業)や資源の再利用施設(静脈産業)も考慮し、動静脈連携も見据えた整理・評価を行う。
		地域振興に係 る施設利活用	一般廃棄物処理施設は地域振興の場となりうることから、環境教育、地元振興に係る施設の利活用ができると施設の付加価値が高まることから、評価の対象とする。
	施設利活用	その他の施設 利活用	エネルギー、資源循環及び地域振興以外に施設の利活用に係る付加価値がある場合は、その付加価値について評価対象とする。
	用	将来の建て替え用地の確保	新たな施設については、用地確保の手続や都市計画手続が不要となるため、その次の施設用地も確保できていることが望ましい。 そのため、将来の建て替え用地の有無について、評価対象とする。

4) 比較評価の評価基準

各評価項目に適用する評価基準及びその考え方は、表 2-3 に示すとおり とした。

なお、活断層の評価において、高石市内に存在する高石断層(推定活断層)が、評価に影響を与えることが判明したため、その取扱いについて協議した結果、分布範囲に不確実性を有することから、推定活断層を考慮した評価基準(□:推定活断層からの距離が 300m 程度)を設定した。また、候補地2及び3には、周辺に地元自治会は存在しないが、多数の事業所が存在するため、施設整備への影響を考慮し、協議の結果、特例として周辺事業者の理解度を評価の対象とすることとした。

表 2-3 比較評価の評価基準及び考え方

		Ē	平価項目	評価基準	評価基準の考え方
			浸水想定	◎:浸水なし○:浸水高さ 0.1~0.5m未満□:浸水高さ 0.5~3.0m未満△:浸水高さ 3.0m以上	0.1~0.5m未満はごみ収集等の作業が可能な浸水高さ、0.5~3.0m 未満は一般的な盛土等の対策で対応可能な浸水高さとして評価基準を設定した。
		浸水、	想定震度	◎: 震度5以下○: 震度6弱□: 震度6強△: 震度7	近年の一般廃棄物処理施設は震度 7 においても耐震性は十分確保されているが、最大震度である震度 7 は避けることが望ましい震度として評価基準を設定した。 同様に、震度 6 強、震度 6 弱は可能な限り避けることが望ましい震度として評価基準を設定した。
	防 災	想定震度、液状化	液状化指数	◎: PL 値が 0 ○: PL 値が 0~5 以下 □: PL 値が 5~15 以下 △: PL 値が 15 超	地盤の液状化の可能性を表す指数(PL値:液状化指数)であり、対策の必要性に係る指標であることから、各指標に基づき評価基準を設定した。 ・PL値が0:液状化の可能性が極めて低い。 ・PL値が0~5以下:液状化危険度は低い。特に重要な構造物に対して、より詳細な調査が必要。 ・PL値が5~15以下:液状化危険度がやや高い。重要な構造物に対してはより詳細な調査が必要。液状化対策が一般には必要。 ・PL値が15超:液状化の危険度が極めて高く、詳細調査を踏まえた対策検討が必要である。 (参考:「地震時地盤液状化の程度の予測について」(土と基礎 : 地盤工学会誌))
			活断層	◎:活断層からの距離が 300m 以上□:推定活断層からの距離が 300m 程度※△:活断層からの距離が 300m 以内	ごみ焼却施設及び最終処分場の候補地評価において活断層(起震断層)からの距離 300m を指標として用いられることがあり、評価基準として設定した。 (参考:「ダム建設における第四紀断層の調査と対応に関する指針」(建設省))
評価項目			都市計画区域	◎: 工業専用地域○: 工業系用途地域(工業専用地域除く)□: 都市計画区域外または市街化調整区域△: 上記以外	国土交通省都市計画運用指針の「廃棄物処理施設の計画にあたっての留意事項」においては、廃棄物処理施設は工業系の用途地域の設置が望ましいとされている。また、都市計画区域内においては、廃棄物処理施設は都市施設としての指定が必須であり、都市計画区域内における市街化区域においては、積極的に住宅等の整備、市街化を進める地域とされていることから、評価基準を設定した。
			都市施設決定の有無	◎:都市施設決定が不要である。△:都市施設決定が必要である。	一般廃棄物処理施設は都市計画区域内では都市施設として指定する必要があり、都市施設決定のために手続き期間等 が必要となることから、評価基準として設定した。
	+-		景観計画区域	◎:景観計画区域に該当しない、または景観計画区域に該当するが施設整備に支障がない。△:景観計画区域に該当し、施設整備にあたって高さ等の制限がある。	泉大津市・高石市は大阪府景観条例、和泉市は和泉市景観条例に基づく景観計画区域が定められており、一般廃棄物処理施設の整備区域が計画区域に該当する場合には施設整備に支障が生じる場合があることから、景観計画区域への該当及び施設整備への支障の有無を評価基準として設定した。
	立 地環境	法令等	農用地区域	◎:農用地区域に該当しない。□:農用地区域の周縁部に該当する。△:農用地区域の周縁部以外に該当する。	農用地区域は、地域の農業を振興していくうえでの基盤として農用地等の利用が目的とされた区域であり、農用地区域のうち、第一種農地では基本的に農業以外の利用への転用が認められていないことから、評価基準として設定した。ただし、第一種農地のうちの周縁部に該当する場合は、隣接する土地と一体的に公共性の高い事業等を実施する場合は、農業以外の利用への転用が認められる場合があることから、農用地区域の周縁部の該当の有無も評価基準とした。
			地域森林計画民有林	◎:地域森林計画民有林に該当しない。△:地域森林計画民有林に該当する。	地域森林計画民有林に該当する場合は林地開発協議が必要であり、該当しない場合は施設整備が容易であることから、 評価基準として設定した。
			指定文化財	◎:候補地に指定文化財が該当・隣接しない。□:候補地が指定文化財に該当しないが、隣接する。△:候補地内に指定文化財が該当する。	該当する場合は移設及び保存が難しいこと、隣接する場合は施工時の配慮が必要となることから、指定文化財の該当及び隣接の有無について評価基準として設定した。
			埋蔵文化財	◎:候補地に周知の埋蔵文化財が該当・隣接しない。□:候補地に周知の埋蔵文化財が該当しないが、隣接する。△:候補地内に周知の埋蔵文化財が該当する。	該当又は隣接する場合は試掘後、発掘調査等が必要となる可能性があることから、評価基準として設定した。

※活断層の評価については、高石市内に存在する高石断層(推定活断層)の分布範囲に不確実性があることから、立地検討委員会の協議結果を踏まえ、推定活断層を考慮した評価基準を設定した。

表 2-3 比較評価の評価基準及び考え方(つづき)

			平価項目	評価基準	評価基準の考え方	
		土地取得	土地所有者の区分及び用 地取得	 ○:土地が組合の所有する用地であり、用地取得の必要がない。 ○:土地が公共用地であり、用地取得は必要である。 □:土地が民有地であり、用地取得は必要である。(所有者の承認を得ている。) △:土地が民有地であり、用地取得は必要である。(所有者の承認がない。) 	用地取得の必要性がある場合、施設の整備に時間を要するおそれがあることから、評価基準として設定した。また、用地取得を行う場合、本事業は公共事業であることから公共用地の場合に比較的取得が容易となること、土地所有者の承認がない場合は取得が困難となることから、公共用地・民有地の別及び土地所有者の承認の有無を評価基準として設定した。	
		取得・合意形成	土地所有者の数	◎:土地所有者が1名(団体)である。○:土地所有者が2~9名(団体)以下である。□:土地所有者が10~19名(団体)以下である。△:土地所有者が20名(団体)以上である。	土地所有者の数が多い場合、用地取得が難航する可能性があることから、評価基準として設定した。	
		成	地元自治会の理解度※	◎:土地所有者、地元自治会の理解を得られている。△:土地所有者、地元自治会の理解を得られていない。	施設整備を進めるにあたって、土地所有者や地元自治会の理解を得られていない場合、施設整備及び土地取得に時間 を要するおそれがあることから、評価基準として設定した。	
			他市町村の距離	②: 200m 以上 ○: 100m 以上 200m 未満 □: 50m 从上 100m 未満 △: 50m 未満	本施設稼働による騒音等の影響を考慮し、他市町村と一定程度の距離がある方が望ましいことから、後述する「教育・医療・福祉施設との距離」の考え方に準じ、評価基準として設定した。	
評価項目	立地環		上水道の整備状況	◎:近傍まで上水道が整備されている。△:近傍まで上水道が整備されていない。	水道管幹線までの距離が短い方が施設への用水供給が容易であることから、評価基準として設定した。	
日	境	インフラの状況	下水道の整備状況	◎:近傍まで下水道が整備されている。△:近傍まで下水道が整備されていない。	施設排水を下水道放流することが可能な場合には、公共用水域へ排水する必要がなく、環境負荷が少なくなる。その場合、下水道計画区域に該当する方が施設整備が容易であることから、評価基準として設定した。	
			ン	道路の整備状況	◎: 道路(幅員 5.5m以上)が近傍まで整備されている。○: 道路(幅員 5.5m以上)が近傍まで整備される予定がある。△: 道路(幅員 5.5m以上)が近傍まで整備されていない。	幅員 5.5m以上の道路は、ごみ収集車両のすれ違いが可能な道路であり、幅員 5.5m以上の道路が候補地に接道していることが望ましいことから、評価基準として設定した。今後の整備予定も考慮して評価する。
			支障物の有無	②:支障物がない。 ○:支障物があるが、施設整備に支障がない。 △:支障物があり、施設整備に支障がある。	整備区域に支障物がない方が施設整備が容易であることから、評価基準として設定した。	
		施工性	土地の傾斜	◎: 土地の傾斜が概ね 5 度未満である。○: 土地の傾斜が概ね 15 度未満である。□: 土地の傾斜が概ね 30 度未満である。△: 土地の傾斜が 30 度以上である。	傾斜が30度以上の土地は、急傾斜地と呼ばれる。急傾斜地のうち、崩壊の危険性が高い土地は、工作物の設置の制限がある。 また、傾斜が小さな土地では、造成が容易であることから、評価基準として設定した。 (参考:「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」)	
			土壌汚染の可能性	◎:土壌汚染の可能性が低い○:土壌汚染の可能性が高いが、速やかに土壌調査・対策を実施することが可能である。△:土壌汚染の可能性が高く、速やかに土壌調査・対策を実施することが難しい可能性がある。	土壌汚染の可能性が低い、または速やかに土壌調査・対策を実施することが可能な場合、整備が容易であることから	

[※]候補地2及び3には、周辺に地元自治会は存在しないが、多数の事業所が存在するため、施設整備への影響を考慮し、協議の結果、特例として周辺事業者の理解度を評価の対象とすることとした。

表 2-3 比較評価の評価基準及び考え方(つづき)

		Ē	平価項目	評価基準	評価基準の考え方
		インフラのは	工事車両と既存ごみ搬入 車両の交錯	◎: 工事車両と既存ごみ搬入車両の交錯がない。○: 工事車両と既存ごみ搬入車両の交錯があるが、施設整備に支障がない。△: 工事車両と既存ごみ搬入車両の交錯があり、施設整備に支障がある。	工事車両と既存ごみ搬入車両との交錯があり、工事車両及び既存ごみ搬入車両の安全な走行が確保できない場合、施設整備に支障が生じるおそれがあることから、評価基準として設定した。
		状況·施工性	施工ヤードの確保	◎:施エヤードを敷地内に確保可能。○:施エヤードを敷地外に確保する可能性が高く、敷地外での施エヤード確保の見通しがある。△:施エヤードを敷地外に確保する可能性が高く、敷地外での施エヤード確保に見通しが立っていない。	工事の際に施工ヤードの確保ができない場合には工事に支障が生じるおそれがあること、また確保可能な場合にはより近傍に確保する方が施設整備が容易であることから、評価基準として設定した。
			教育・医療・福祉施設との距離	◎: 200m 以上 ○: 100m 以上 200m 未満 □: 50m 以上 100m 未満 △: 50m 未満	騒音規制法及び振動規制法に基づく特定工場等の規制基準において、教育施設、福祉施設、医療・保健施設等の特に配慮が必要な施設については周囲 50m では規制基準よりも 5dB 減じる規定があり、これらの施設からは距離を取ることが望ましい。また、環境影響評価における調査地域として 200m 程度の距離が採用されることが多いこと、「廃棄物処理施設 生活環境影響調査指針」(平成 18 年 9 月、環境省 大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部)においては、騒音の調査範囲として 100m が設定されていることから、評価基準として設定した。
			住宅までの距離	◎: 200m 以上 ○: 100m 以上 200m 未満 □: 50m 以上 100m 未満 △: 50m 未満	住環境への配慮から、住宅から一定程度の距離を取ることが望ましいことから、「教育・医療・福祉施設との距離」の考え方に準じ、評価基準を設定した。
評価項目	立地環境	生活・自然環境	周辺道路の混雑度	◎:混雑度が 1.00 未満○:混雑度が 1.00 以上-1.25 未満□:混雑度が 1.25 以上-2.00 未満△:混雑度が 2.00 以上	交通量が少なく渋滞の可能性が低い方が円滑なごみ搬入ができることから、以下の混雑度の指標を参考に評価基準を設定した。 〈参考:混雑度の指標〉 ・1.00 未満 : 道路が混雑することなく、円滑に走行できる。 ・1.00 以上-1.25 未満:道路が混雑する可能性のある時間帯が1~2 時間あるものの、何時間も混雑が連続する可能性は小さい。 ・1.25 以上-1.75 未満:ピーク時間帯はもとより、ピーク時間を中心として混雑する時間帯が加速度的に増加する可能性が高い状態。 ・1.75 以上-2.00 未満:慢性的混雑状態。昼間12 時間((7 時~19 時)のうち混雑する時間帯が約50%に達する。・2.00 以上 :慢性的混雑状態。昼間12 時間(7 時~19 時)のうち混雑する時間帯が約70%に達する。(参考:「道路の交通容量」(社団法人日本道路協会))
			公害規制	◎:騒音規制法の規制区域外である。○:騒音規制値が夜間 60dB である。□:騒音規制値が夜間 55dB である。△:騒音規制値が夜間 45dB 以下である。	工場騒音については、生活環境から遠い地域ほど規制される騒音レベルが高く設定されており、当該地域に整備した場合には生活環境への影響が小さく快適性が維持されると考えられることから、評価基準として設定した。なお、振動や騒音の影響の可能性も想定されるが、振動は騒音の規制区分に基づき設定されており、悪臭は市内で一律の規制値であることから、評価基準は騒音についてのみ設定した。 (参考:「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」(厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示))
			特定植物群落	◎:特定植物群落に該当及び隣接しない。□:特定植物群落に該当しないが、隣接する△:特定植物群落に該当する。	環境省「自然環境保全基礎調査」では貴重な植物群落として、特定植物群落が選定されており、特定植物群落に対する影響を可能な限り回避するため、該当、隣接の有無を評価基準として設定した。
			植生自然度	◎:植生自然度9以上に該当及び隣接しない。□:植生自然度9以上に該当しないが、隣接する。△:植生自然度9以上に該当する。	植生区分の植生自然度のうち、植生自然度 9 以上は自然林が該当し、移植等の対応が難しいと判断されることから、評価基準として設定した。 (参考:環境省生物多様性センターホームページ)

表 2-3 比較評価の評価基準及び考え方(つづき)

		=	平価項目	評価基準	評価基準の考え方
	経 済 性	運転 収集選 灰搬出		◎:費用が相対的に少ない。(満点)△:費用が相対的に多い。(費用小÷費用大×配点)	用地取得や施設整備、施設運営にあたっては、経済的に優れた土地が組合市にとって望ましいことから、評価対象とする。イニシャルコスト、ランニングコストの観点で、候補地に差が生じると想定される主要な費用について、概算費用で比較評価を行う。 評価の際、特に基準は設定せず、相対比較として評価する。
		6 0 1	送電線までの距離	◎:1km以内に特別高圧送電線がある。 △:1km以内に特別高圧送電線がない。	系統電気(特別高圧送電線)からの距離が近い方が容易に施設から接続可能であり、送電もし易いことから評価基準として設定した。
評価項目	施設の	エネルギー利用	エネルギー供給施設(工場)の有無	 ○:1km以内の工場(ボイラー施設の届出)のエネルギー需要が非常に大きい。(燃料の燃焼能力(重油換算)合計が340L/h以上) ○:1km以内の工場(ボイラー施設の届出)のエネルギー需要が大きい。(燃料の燃焼能力(重油換算)合計が170L/h以上340L/h未満)。 □:1km以内の工場(ボイラー施設の届出)のエネルギー需要がある。(燃料の燃焼能力(重油換算)合計が170L/h未満) △:1km以内に工場がない。 	
	利活用	活用·脱炭素化	エネルギー供給施設(農地)の有無	◎:1km 以内に農地(ハウス農家)のエネルギー(熱、CO2) 需要が多く存在する。(面積合計が 2ha 以上)○:1km 以内に農地(ハウス農家)のエネルギー(熱、CO2)	「廃棄物エネルギー利活用高度化マニュアル」(平成 29 年 3 月 環境省)では、「1km 程度までの範囲で温熱供給されていることが多い。」とされており、動静脈連携の観点から、農地での温熱等の利用の可能性を考慮して、1 kmの範囲内の農地を対象として評価する。「ごみ処理施設設備の計画・設計要領 2017 改訂版」において示されている施設園芸 10,000m2 の必要熱量 6,300~15,000MJ/h (重油換算 161~384L/h) を参考に、エネルギー供給施設(工場)と概ね同様のエネルギー需要に基づく評価基準となるよう考慮して、面積ベースの評価基準を設定した。
				◎:その他のエネルギー利用・脱炭素化が可能であり、特に評価できる。○:その他のエネルギー利用・脱炭素化が可能である。△:その他のエネルギー利用・脱炭素化の利活用は難しい。	施設整備に望ましい立地特性の方向性を踏まえ、地域循環共生圏の観点でごみ処理に伴う副次的なエネルギーのうち、上記以外の観点で有効なエネルギー利用ができる場合に評価対象とする。なお、施設周辺の生産拠点(動脈産業)や資源の再利用施設(静脈産業)を考慮した動静脈連携が可能な場合には、特に評価する。

表 2-3 比較評価の評価基準及び考え方(つづき)

	評価項目		平価項目	評価基準	評価基準の考え方
		エネ	貧児循環に係る施設利法Ⅰ	◎:資源循環に係る利活用が可能であり、特に評価できる。○:資源循環に係る利活用が可能である。△:資源循環に係る施設利活用は難しい。	施設整備に望ましい立地特性の方向性を踏まえ、ごみ処理に伴う副次的なエネルギーの有効活用とともに、地域循環共生圏の構築の観点で資源循環に係る施設利活用ができる場合に評価対象とする。 なお、施設周辺の生産拠点(動脈産業)や資源の再利用施設(静脈産業)を考慮した動静脈連携が可能な場合には、特に評価する。
評	施設	ルギー	地域振興に係る施設利活 用	◎:地域振興の利活用が可能であり、特に評価できる。○:地域振興の利活用が可能である。△:地域振興の施設利活用は難しい。	一般廃棄物処理施設は地域振興の場となりうることから、環境教育、地元振興に係る施設の利活用ができる場合に評価対象とする。
恤 項 目 	の利活用	以外の施設利活用		○:エネルギー、資源循環及び地域振興以外の利活用が可能であり、特に評価できる。○:エネルギー、資源循環及び地域振興以外の利活用が可能である。△:エネルギー、資源循環及び地域振興以外の施設利活用は難しい。	エネルギー、資源循環及び地域振興以外に施設の利活用に係る付加価値がある場合に評価対象とする。
				◎:将来の建て替え用地が確保できる。	新たな施設については、用地確保の手続や都市計画手続が不要となるため、その次の施設用地も確保できていること
			保	△:将来の建て替え用地の確保は難しい。	が望ましいことから、評価基準とした。

5) 評価項目ごとの配点

評価にあたっては、各項目に配点をあたえ、評価結果に応じた点数による 対比較を行った。

配点は表 2-4 のとおりとし、概ね各大項目で同程度の点数(各約 90 点)とした。ただし、「立地環境」のうち事業の実施に当たって必須となる「土地取得・合意形成」に関しては、配点の比重を高くした。相対評価という観点及び評価の位置づけを踏まえて、評価基準が 4 ランクの場合は $\bigcirc/\bigcirc/\bigcirc/$ \triangle 、3 ランクの場合は $\bigcirc/\bigcirc/\bigcirc/\bigcirc/$ \triangle 、2 ランクの場合は $\bigcirc/\bigcirc/\bigcirc/\bigcirc/$ 価・点数としている。

なお、評価基準において、協議により設定した推定活断層を考慮した評価 基準(□:推定活断層からの距離が 300m 程度)の配点については、協議の 結果、中間点として 11 点を配点することとした。

表 2-4 配点(評価基準ごと)

評価項目		評価項目	評価基準	配点(総計353点)		点)
		浸水想定	◎:浸水なし	◎ (22点)	22 点	88 点
			│ ○:浸水高さ 0.1~0.5m未満	〇 (15 点)		
	温		□:浸水高さ 0.5~3.0m未満	口 (7点)		
			△:浸水高さ 3.0m以上	△ (0点)		
	浸水、	想定震度	◎:震度5以下	◎ (22点)	22 点	
	、想定震度、		○: 震度 6 弱	〇 (15 点)		
			□: 震度 6 強	口 (7点)		
防災			△:震度7	△ (0点)		
<i>y</i>	度、	液状化指数	◎: PL 値が 0	◎ (22点)	22 点	
	汯		│ ○: PL 値が 0~5 以下	〇 (15 点)		
	液状		□: PL 値が 5~15 以下	口 (7点)		
	化		│ △:PL 値が 15 超	△ (0点)		
			◎:活断層からの距離が 300m 以上	◎ (22点)	22 点	
		活断層	■ □:推定活断層からの距離が 300m 程度	口(11点)※		
			▲ △:活断層からの距離が 300m 以内	△ (0点)		
			◎:工業専用地域	◎ (3点)	3点	87 点
		都市計画区域	○:工業系用途地域(工業専用地域除く)	〇(2点)		
			□:都市計画区域外または市街化調整区域	口 (1点)		
			△:上記以外	△ (0点)		
		都市施設決定の有無	◎:都市施設決定が不要である。	◎ (3点)	3点	
			△:都市施設決定が必要である。	△ (0点)		
		景観計画区域	◎:景観計画区域に該当しない、または景観計画区域に該当するが施設整備に支障がない。	◎ (3点)	3点	
			△:景観計画区域に該当し、施設整備にあたって高さ等の制限がある。	△ (0点)		
<u> </u>	法	法 令 農用地区域 □:農用地区域の周縁部に該当す △:農用地区域の周縁部以外に該	◎:農用地区域に該当しない。	◎ (3点)	3点	
立地環境	法令等		□:農用地区域の周縁部に該当する。	口 (1点)		
境			△:農用地区域の周縁部以外に該当する。	△ (0点)		
		しまする。	◎:地域森林計画民有林に該当しない。	◎ (3点)	3点	
			△:地域森林計画民有林に該当する。	△ (0点)		
		指定文化財	◎:候補地に指定文化財が該当・隣接しない。	◎ (3点)	3 点	
			□:候補地が指定文化財に該当しないが、隣接する。	口 (1 点		
			△:候補地内に指定文化財が該当する。	△ (0点)		
		埋蔵文化財	◎:候補地に周知の埋蔵文化財が該当・隣接しない。	◎ (3点)	3 点	
			□:候補地に周知の埋蔵文化財が該当しないが、隣接する。	口 (1点)		
			△:候補地内に周知の埋蔵文化財が該当する。	△ (0点)		

[※]活断層の配点について、協議により設定した推定活断層を考慮した評価基準の配点については、協議の結果、中間点として 11 点を配点した。

表 2-4 配点(評価基準ごと)(つづき)

評価項目		評価項目	評価基準	配点 (総計 353 点)		点)
		土地所有者の区分及び用地取 得	◎:土地が組合の所有する用地であり、用地取得の必要がない。	◎ (6点)	6点	87 点
			〇:土地が公共用地であり、用地取得は必要である。	〇 (4点)		
			□:土地が民有地であり、用地取得は必要である。(所有者の承認を得ている。)	口 (2点)		
			△:土地が民有地であり、用地取得は必要である。(所有者の承認がない。)	△ (0点)		
	土地		◎:土地所有者が1名(団体)である。	◎ (6点)	6 点	
	土地取得・合意形成	土地所有者の数	〇:土地所有者が 2~9 名(団体)以下である。	〇 (4点)		
			口:土地所有者が 10~19 名(団体)以下である。	口 (2点)		
			△:土地所有者が 20 名(団体)以上である。	△ (0点)		
		地元自治会の理解度	◎:土地所有者、地元自治会の理解が得られている。	◎ (6点)	6 点	
			△:土地所有者、地元自治会の理解が得られていない。	△ (0点)		
			◎: 200m以上	◎ (6点)	6点	
		/4 + m++ の F 南#	○:100m以上 200m 未満	〇 (4点)		
		他市町村の距離	口:50m 以上 100m 未満	口 (2点)		
			△:50m 未満	△ (0点)		
			◎:近傍まで上水道が整備されている。	◎ (3点)	3点	
		上水道の整備状況	△:近傍まで上水道が整備されていない。	△ (0点)		
	インフラの	T 小米 6	◎:近傍まで下水道が整備されている。	◎ (3点)	3 点	
<u> </u>		下水道の整備状況	△:近傍まで下水道が整備されていない。	△ (0点)		
立地環境			◎:道路(幅員 5.5m以上)が近傍まで整備されている。	◎ (3点)	3 点	
境		道路の整備状況	〇:道路(幅員 5.5m 以上)が近傍まで整備される予定がある。	〇 (2点)		
			△:道路(幅員 5.5m以上)が近傍まで整備されていない。	△ (0点)		
			◎:支障物がない。	◎ (3点)	3 点	
			○:支障物があるが、施設整備に支障がない。	〇 (2点)		
			△:支障物があり、施設整備に支障がある。	△ (0点)		
		の 大地の傾斜	◎: 土地の傾斜が概ね 5 度未満である。	◎ (3点)	3 点	
	状		〇:土地の傾斜が概ね 15 度未満である。	〇 (2点)		
	況・施工性		□:土地の傾斜が概ね 30 度未満である。	口 (1点)		
			△:土地の傾斜が30度以上である。	△ (0点)		
			◎: 土壌汚染の可能性が低い	◎ (3点)	3 点	
		土壌汚染の可能性	○:土壌汚染の可能性が高いが、速やかに土壌調査・対策を実施することが可能である。	〇 (2点)		
			△:土壌汚染の可能性が高く、速やかに土壌調査・対策を実施することが難しい可能性がある。	△ (0点)		
			◎:工事車両と既存ごみ搬入車両の交錯がない。	◎ (3点)	3点	
		工事車両と既存ごみ搬入車両	○:工事車両と既存ごみ搬入車両の交錯があるが、施設整備に支障がない。	〇 (2点)		
		の交錯	△:工事車両と既存ごみ搬入車両の交錯があり、施設整備に支障がある。	△ (0点)		
			◎:施工ヤードを敷地内に確保可能。	◎ (3点)	3 点	
		施工ヤードの確保	○:施工ヤードを敷地外に確保する可能性が高く、敷地外での施工ヤード確保の見通しがある。	〇 (2点)		
			△:施工ヤードを敷地外に確保する可能性が高く、敷地外での施工ヤード確保に見通しが立っていない。	△ (0点)		

表 2-4 配点(評価基準ごと)(つづき)

評価項目		評価項目	評価基準	配点	(総計 353 点	点)
		教育・医療・福祉施設との距離	◎: 200m以上	◎ (3点)	3点	87 点
			○:100m以上200m未満	〇 (2点)		
			□:50m以上100m未満	口 (1点)		
			△:50m 未満	△ (0点)		
		住宅までの距離	◎:200m以上	◎ (3点)	3 点	
			○:100m以上200m未満	〇(2点)		
	生活・自然環境		□:50m以上100m未満	口 (1点)		
			△:50m 未満	△ (0点)		
		. 月22年的7月10日	◎:混雑度が 1.00 未満	◎ (3点)	3 点	
\			○:混雑度が 1.00 以上-1.25 未満	〇 (2点		
地			□:混雑度が 1. 25 以上-2. 00 未満	口 (1点)		
立地環境			△:混雑度が 2.00 以上	△ (0点)		
児		(景) (表) (表) (公害規制	◎:騒音規制法の規制区域外である。	◎ (3点)	3 点	
			○:騒音規制値が夜間 60dB である。	〇(2点)		
			□:騒音規制値が夜間 55dB である。	口 (1点)		
			△:騒音規制値が夜間 45dB 以下である。	△ (0点)		
		特定植物群落	◎:特定植物群落に該当及び隣接しない。	◎ (3点)	3 点	
			口:特定植物群落に該当しないが、隣接する	口 (1点)		
			△:特定植物群落に該当する。	△ (0点)		
		植生自然度	◎:植生自然度9以上に該当及び隣接しない。	◎ (3点)	3 点	
			□:植生自然度9以上に該当しないが、隣接する。	口 (1点)		
			△:植生自然度9以上に該当する。	△ (0点)		
	用地耳	取得			90 点	90 点
	施工	費				
経	その他の工事中の必要費用 運転・維持補修費		 ◎:費用が相対的に少ない。(満点)			
経 済 性			◎・賃用が相対的に少ない。(満点) △:費用が相対的に多い。(費用小÷費用大×配点)	(計算)		
性	収集運搬 (費用)		Δ・貝州〃治刈吖に夕い。 (貝州小・貝州人~ബ川 <i>)</i> 			
	灰搬出運搬(費用)					
	その作	他の維持管理中の必要費用				

表 2-4 配点(評価基準ごと)(つづき)

評価項目			評価基準	配点(総計 353 点	点)
施設の利活用	エネルギー利活用・脱炭素化	送電線までの距離	◎:1km以内に特別高圧送電線がある。 △:1km以内に特別高圧送電線がない。	◎ (11 点) △ (0 点)	11 点	88 点
		エネルギー供給施設(工場)の有無	 ◎:1km以内の工場(ボイラー施設の届出)のエネルギー需要が非常に大きい。(燃料の燃焼能力(重油換算)合計が340L/h以上) ○:1km以内の工場(ボイラー施設の届出)のエネルギー需要が大きい。(燃料の燃焼能力(重油換算)合計が170L/h以上340L/h未満)。 □:1km以内の工場(ボイラー施設の届出)のエネルギー需要がある。(燃料の燃焼能力(重油換算)合計が170L/h未満) △:1km以内に工場がない。 	◎ (11 点) ○ (7 点) □ (4 点) △ (0 点)	11 点	
		エネルギー供給施設(農地)の有無	◎:1km以内に農地(ハウス農家)のエネルギー(熱、CO2)需要が多く存在する。(面積合計が 2ha 以上) ○:1km以内に農地(ハウス農家)のエネルギー(熱、CO2)需要がある。(面積合計が 1ha 以上 2ha 未満) □:1km以内に農地(ハウス農家)のエネルギー(熱、CO2)需要がわずかにある。(面積合計が 1ha 未満) △:1km以内に農地(ハウス農家)のエネルギー(熱、CO2)需要がない。	◎ (11 点) ○ (7 点) □ (4 点) △ (0 点)	11 点	
		その他のエネルギー利用・脱 炭素化の可能性	◎:その他のエネルギー利用が可能であり、特に評価できる。 ○:その他のエネルギー利用が可能である。 △:その他のエネルギー利用の利活用は難しい。	◎ (11 点) ○ (7 点) △ (0 点)	11 点	
	エネルギー以外の施設利活用	資源循環に係る施設利活用	◎:資源循環に係る利活用が可能であり、特に評価できる。○:資源循環に係る利活用が可能である。△:資源循環に係る施設利活用は難しい。	◎ (11 点) ○ (7 点) △ (0 点)	11 点	
		地域振興に係る施設利活用	◎:地域振興の利活用が可能であり、特に評価できる。○:地域振興の利活用が可能である。△:地域振興の施設利活用は難しい。	◎ (11 点) ○ (7 点) △ (0 点)	11 点	
		その他の施設の利活用	◎:エネルギー、資源循環及び地域振興以外の利活用が可能であり、特に評価できる。○:エネルギー、資源循環及び地域振興以外の利活用が可能である。△:エネルギー、資源循環及び地域振興以外の施設利活用は難しい。	◎ (11 点) ○ (7 点) △ (0 点)	11 点	
		将来の建て替え用地の確保	◎:将来の建て替え用地が確保できる。△:将来の建て替え用地の確保は難しい。	◎ (11 点)△ (0 点)	11 点	

6) 比較評価の結果

各候補地 (候補地 1:現有地(泉北クリーンセンター)、候補地 2:ENEOS 大阪事業所跡地、候補地 3:高砂公園) の採点結果の詳細を表 2-5 に示す。

表 2-5 採点結果(詳細)

		50 /m+z D	=51 /m ++ >#	=7 h			採点結果		
		評価項目		配点		候補地1	候補地 2	候補地3	
防災		浸水想定	◎:浸水なし○:浸水高さ 0.1~0.5m未満□:浸水高さ 0.5~3.0m未満△:浸水高さ 3.0m以上	◎ (22 点) ○ (15 点) □ (7 点) △ (0 点)	22 点	口 (7点)	口 (7 点)	口 (7 点)	
	浸水、想定震度、	想定震度	◎: 震度5以下○: 震度6弱□: 震度6強△: 震度7	◎ (22 点) ○ (15 点) □ (7 点) △ (0 点)	22 点	口 (7点)	口 (7 点)	口 (7 点)	
	度、液状化	液状化指数	◎: PL 値が 0○: PL 値が 0~5 以下□: PL 値が 5~15 以下△: PL 値が 15 超	◎ (22 点) ○ (15 点) □ (7 点) △ (0 点)	22 点	口 (7点)	△ (0 点)	△ (0 点)	
		活断層	◎:活断層からの距離が 300m 以上□:推定活断層からの距離が 300m 程度△:活断層からの距離が 300m 以内	◎ (22 点) □ (11 点) △ (0 点)	22 点	△ (0 点)	口※1 (11 点)	◎※2 (22 点)	
		都市計画区域 都市施設決定の有無	◎:工業専用地域○:工業系用途地域(工業専用地域除く)□:都市計画区域外または市街化調整区域△:上記以外	◎ (3 点) ○ (2 点) □ (1 点) △ (0 点)	3 点	口 (1 点)	◎ (3 点)	◎ (3 点)	
			◎: 都市施設決定が不要である。△: 都市施設決定が必要である。	◎ (3点) △ (0点)	3 点	◎ (3 点)	△ (0点)	△ (0点)	
		景観計画区域	◎:景観計画区域に該当しない、または景観計画区域に該当するが施設整備に支障がない。 △:景観計画区域に該当し、施設整備にあたって高さ等の制限がある。	◎ (3 点) △ (0 点)	3 点	△ (0点)	△ (0点)	△ (0点)	
立 地 環 境	法令等	法令等	農用地区域	◎:農用地区域に該当しない。□:農用地区域の周縁部に該当する。△:農用地区域の周縁部以外に該当する。	◎ (3 点) □ (1 点) △ (0 点)	3 点	◎ (3 点)	◎ (3 点)	◎ (3 点)
		地域森林計画民有林	◎:地域森林計画民有林に該当しない。 △:地域森林計画民有林に該当する。	◎ (3点)△ (0点)	3 点	◎ (3点)	◎ (3点)	◎ (3点)	
		指定文化財	◎:候補地に指定文化財が該当・隣接しない。□:候補地が指定文化財に該当しないが、隣接する。△:候補地内に指定文化財が該当する。	◎ (3 点) □ (1 点 △ (0 点)	3 点	◎ (3 点)	◎ (3 点)	△ (0 点)	
		埋蔵文化財	◎:候補地に周知の埋蔵文化財が該当・隣接しない。□:候補地に周知の埋蔵文化財が該当しないが、隣接する。△:候補地内に周知の埋蔵文化財が該当する。	◎ (3点) □ (1点) △ (0点)	3 点	△ (0点)	◎ (3 点)	◎ (3点)	

^{※1} 活断層からの距離が 300m 以上及び推定活断層からの距離が 300m 程度

^{※2} 活断層及び推定活断層からの距離が 300m 以上

表 2-5 採点結果(詳細) (つづき)

		並在在日	□ / T	配点		採点結果		
		評価項目	│	世紀		候補地1	候補地 2	候補地3
	土地取得:	土地所有者の区分及び用地取得	◎:土地が組合の所有する用地であり、用地取得の必要がない。○:土地が公共用地であり、用地取得は必要である。□:土地が民有地であり、用地取得は必要である。(所有者の承認を得ている。)△:土地が民有地であり、用地取得は必要である。(所有者の承認がない。)	◎ (6 点) ○ (4 点) □ (2 点) △ (0 点)	6点	◎ (6 点)	口 (2 点)	〇 (4 点)
		土地所有者の数	 ◎:土地所有者が1名(団体)である。 ○:土地所有者が2~9名(団体)以下である。 □:土地所有者が10~19名(団体)以下である。 △:土地所有者が20名(団体)以上である。 	◎ (6 点) ○ (4 点) □ (2 点) △ (0 点)	6点	⊚ (6 点)	◎ (6 点)	◎ (6 点)
	合意形成	地元自治会の理解度	◎:土地所有者、地元自治会の理解が得られている。△:土地所有者、地元自治会の理解が得られていない。	◎ (6点) △ (0点)	6点	△ (0 点)	◎※ (6 点)	△※ (0 点)
		他市町村の距離	◎: 200m以上 ○: 100m以上 200m未満 □: 50m以上 100m未満 △: 50m未満	◎ (6 点) ○ (4 点) □ (2 点) △ (0 点)	6点	△ (0 点)	◎ (6 点)	◎ (6 点)
	インフ	上水道の整備状況	□ : 近傍まで上水道が整備されている。 □ 公: 近傍まで上水道が整備されている。	◎ (3 点) △ (0 点)	3点	◎ (3 点)	◎ (3 点)	◎ (3 点)
<u> </u>		下水道の整備状況	◎:近傍まで下水道が整備されている。 △:近傍まで下水道が整備されていない。	◎ (3点) △ (0点)	3 点	◎ (3 点)	△ (0 点)	△ (0 点)
地環境		道路の整備状況	◎: 道路(幅員 5.5m以上)が近傍まで整備されている。○: 道路(幅員 5.5m以上)が近傍まで整備される予定がある。△: 道路(幅員 5.5m以上)が近傍まで整備されていない。	◎ (3 点) ○ (2 点) △ (0 点)	3点	◎ (3 点)	(3 点) 〇	◎ (3 点)
		支障物の有無	◎:支障物がない。○:支障物があるが、施設整備に支障がない。△:支障物があり、施設整備に支障がある。	◎ (3 点) ○ (2 点) △ (0 点)	3点	△ (0 点)	〇 (2 点)	(2点)
	ラの状況・施丁	土地の傾斜	◎: 土地の傾斜が概ね 5 度未満である。○: 土地の傾斜が概ね 15 度未満である。□: 土地の傾斜が概ね 30 度未満である。△: 土地の傾斜が 30 度以上である。	◎ (3 点) ○ (2 点) □ (1 点) △ (0 点)	3 点	◎ (3 点)	(3 点) 〇	◎ (3 点)
	性	土壌汚染の可能性	◎:土壌汚染の可能性が低い ○:土壌汚染の可能性が高いが、速やかに土壌調査・対策を実施することが可能である。 △:土壌汚染の可能性が高く、速やかに土壌調査・対策を実施することが難しい可能性がある。	◎ (3点) ○ (2点) △ (0点)	3点	〇 (2点)	〇 (2 点)	◎ (3 点)
		工事車両と既存ごみ搬入車両の交錯	◎:工事車両と既存ごみ搬入車両の交錯がない。 ○:工事車両と既存ごみ搬入車両の交錯があるが、施設整備に支障がない。 △:工事車両と既存ごみ搬入車両の交錯があり、施設整備に支障がある。	◎ (3 点) ○ (2 点) △ (0 点)	3点	◎ (3点)	◎ (3 点)	◎ (3 点)
		施工ヤードの確保	◎:施工ヤードを敷地内に確保可能。 ○:施工ヤードを敷地外に確保する可能性が高く、敷地外での施工ヤード確保の見通しがある。 △:施工ヤードを敷地外に確保する可能性が高く、敷地外での施工ヤード確保に見通しが立っていない。	◎ (3 点) ○ (2 点) △ (0 点)	3点	◎ (3点)	◎ (3 点)	◎ (3 点)

[※]周辺事業者の理解度を評価の対象としている。

表 2-5 採点結果(詳細)(つづき)

		57 /T 75 D		#1.E		採点結果		
		評価項目	評価基準	配点		候補地1	候補地 2	候補地3
		教育・医療・福祉施設との距離	◎: 200m以上 ○: 100m以上 200m 未満 □: 50m以上 100m 未満 △: 50m 未満	◎ (3 点) ○ (2 点) □ (1 点) △ (0 点)	3 点	◎ (3 点)	◎ (3 点)	© (3 点)
立地環境		住宅までの距離	◎: 200m以上 ○: 100m以上 200m 未満 □: 50m以上 100m 未満 △: 50m 未満	◎ (3 点) ○ (2 点) □ (1 点) △ (0 点)	3点	△ (0点)	◎ (3点)	◎ (3 点)
	生活・自然環	周辺道路の混雑度	②: 混雑度が 1.00 未満 ○ (3 点) ○: 混雑度が 1.00 以上−1.25 未満 ○ (2 点) □: 混雑度が 1.25 以上−2.00 未満 □ (1 点) △: 混雑度が 2.00 以上 △ (0 点)	口 (1点)	3 点	◎ (3点)	〇 (2 点)	〇 (2 点)
境	^然 環境	公害規制 特定植物群落	◎:騒音規制法の規制区域外である。○:騒音規制値が夜間 60dB である。□:騒音規制値が夜間 55dB である。△:騒音規制値が夜間 45dB 以下である。	◎ (3 点) ○ (2 点) □ (1 点) △ (0 点)	3点	△ (0点)	〇 (2 点)	〇 (2 点)
			◎:特定植物群落に該当及び隣接しない。□:特定植物群落に該当しないが、隣接する△:特定植物群落に該当する。	◎ (3 点) □ (1 点) △ (0 点)	3点	◎ (3点)	◎ (3 点)	◎ (3 点)
		植生自然度	◎:植生自然度9以上に該当及び隣接しない。□:植生自然度9以上に該当しないが、隣接する。△:植生自然度9以上に該当する。	◎ (3点) □ (1点) △ (0点)	3点	◎ (3 点)	◎ (3 点)	◎ (3 点)
	用地	取得						
	施工費 その他の工事中の必要費用※2							
4₽								
経済性	運転	・維持補修費	□ ②:費用が相対的に少ない。 (満点)□ △:費用が相対的に多い。 (費用小÷費用大×配点)	(計算) ※1	90 点	81 点	90 点	90 点
性	収集	運搬(費用)	□ 公・賃用が相対的に多い。 (賃用小・賃用人×配点)					
	灰搬	出運搬(費用)						
	その	他の維持管理中の必要費用						

^{※1} 経済性の評価に用いる点数は整数値とし、小数第1位を四捨五入することにより算定した。

^{※2} 候補地 1(現有地(泉北クリーンセンター))について、現施設を稼働しながらの新施設の建設は面積が不足するため不可能であることをプラントメーカーへのヒアリングにより確認した。このため、候補地 1 の「その他の 工事中の必要費用」の算定に当たっては、現施設の解体から新施設の完成までの期間中に必要となるごみ外部処理費や中継施設施工費を計上する一方、更新工事を実施する期間における中間処理費は不要とした。

⁽参考)現有施設の敷地面積:42,407 ㎡(焼却・粗大ごみ処理施設使用面積:15,946 ㎡、エコトピア泉北(資源化施設):5,401 ㎡、緩衝緑地帯:6,692 ㎡、安全上の離隔面積 881 ㎡、その他使用できない面積:1,810 ㎡、使用可能面積:11,677 ㎡)となっており、使用可能な余剰面積が新施設の施工面積(21,276 ㎡~25,744 ㎡)と比較しても、非常に狭い。

表 2-5 採点結果(詳細) (つづき)

		-T. / TT	=== /m ++ ×#=	配点		採点結果		
		評価項目	評価基準	正 从		候補地1	候補地 2	候補地3
		送電線までの距離	◎:1km以内に特別高圧送電線がある。	◎ (11点)	11 点	0	0	0
施設の利活用			△:1km以内に特別高圧送電線がない。	△ (0点)	1	(11 点)	(11 点)	(11 点)
	エネルギー	エネルギー供給施設(工場)の有無	 ○:1km以内の工場(ボイラー施設の届出)のエネルギー需要が非常に大きい。(燃料の燃焼能力(重油換算)合計が340L/h以上) ○:1km以内の工場(ボイラー施設の届出)のエネルギー需要が大きい。(燃料の燃焼能力(重油換算)合計が170L/h以上340L/h未満)。 □:1km以内の工場(ボイラー施設の届出)のエネルギー需要がある。(燃料の燃焼能力(重油換算)合計が170L/h未満) △:1km以内に工場がない。 	◎ (11 点) ○ (7 点) □ (4 点) △ (0 点)	11 点	口 (4 点)	⊚ (11 点)	⊚ (11 点)
	·利活用·脱炭素化	エネルギー供給施設(農地)の有無	 ○:1km以内に農地(ハウス農家)のエネルギー(熱、CO2)需要が多く存在する。(面積合計が 2ha 以上) ○:1km以内に農地(ハウス農家)のエネルギー(熱、CO2)需要がある。(面積合計が 1ha 以上 2ha 未満) □:1km以内に農地(ハウス農家)のエネルギー(熱、CO2)需要がわずかにある。(面積合計が 1ha 未満) △:1km以内に農地(ハウス農家)のエネルギー(熱、CO2)需要がない。 	◎ (11 点) ○ (7 点) □ (4 点) △ (0 点)	11 点	△ (0 点)	△ (0 点)	△ (0 点)
用用		その他のエネルギー利用・脱炭素化の可能性※	◎:その他のエネルギー利用・脱炭素化が可能であり、特に評価できる。○:その他のエネルギー利用・脱炭素化が可能である。△:その他のエネルギー利用・脱炭素化の利活用は難しい。	◎ (11 点) ○ (7 点) △ (0 点)	11 点	6点	10 点	8 点
	エネルギー以外	資源循環に係る施設利活用※	◎: 資源循環に係る利活用が可能であり、特に評価できる。○: 資源循環に係る利活用が可能である。△: 資源循環に係る施設利活用は難しい。	◎ (11 点) ○ (7 点) △ (0 点)	11 点	7点	9 点	9 点
		地域振興に係る施設利活用※	◎:地域振興の利活用が可能であり、特に評価できる。○:地域振興の利活用が可能である。△:地域振興の施設利活用は難しい。	◎ (11 点) ○ (7 点) △ (0 点)	11 点	8点	9 点	7点
	の施設利活	その他の施設の利活用※	◎:エネルギー、資源循環及び地域振興以外の利活用が可能であり、特に評価できる。○:エネルギー、資源循環及び地域振興以外の利活用が可能である。△:エネルギー、資源循環及び地域振興以外の施設利活用は難しい。	◎ (11 点) ○ (7 点) △ (0 点)	11 点	4 点	9 点	5点
	用	将来の建て替え用地の確保	◎:将来の建て替え用地が確保できる。 △:将来の建て替え用地の確保は難しい。	◎ (11 点) △ (0 点)	11 点	△ (0 点)	◎ (11 点)	△ (0点)

[※]その他のエネルギー利用・脱炭素化の可能性、資源循環に係る施設利活用、地域振興に係る施設利活用、その他の施設の利活用の点数は、各委員による採点結果の平均値とした。 なお、評価に用いる点数は整数値とし、小数第1位を四捨五入することにより算定した。

【参考】委員採点結果の概要

(1) エネルギー利活用・脱炭素化:その他のエネルギー利用・脱炭素化の可能性

■配点のポイント

ごみ処理に伴う副次的なエネルギーの有効活用・脱炭素化について、文献調査により把握する「送電」「工業利用」「農業利用」以外の観点で有効なエネルギー利用・脱炭素化ができる場合に評価対象とする。

なお、地域循環共生圏の形成の観点から、施設周辺の生産拠点(動脈産業)や資源の再利用施設(静脈産業)も考慮し、動静脈連携も見据えた整理・評価を行う。

◎ (11 点): その他のエネルギー利用・脱炭素化が可能であり、特に評価できる。

○ (7点): その他のエネルギー利用・脱炭素化が可能である。

△(0点):その他のエネルギー利用・脱炭素化の利活用は難しい。

■各候補地の採点結果

候補地 1:	候補地 2:	候補地 3:
現有地(泉北クリーンセンター)	ENEOS 大阪事業所跡地	高砂公園
6 点	10 点	8点

[※]各候補地の採点結果は、各委員による採点結果の平均値とした。

なお、評価に用いる点数は整数値とし、小数第1位を四捨五入することにより算定した。

①候補地1(現有地(泉北クリーンセンター))の採点結果の概要

理由・ご意見	点数
現在も活用されている温水プールが近くにあり、地域振興に係る施設として活躍している。 いる。 エネルギー利用及び脱炭素は既に実施済みであり、特に評価できる。なお、廃棄物発	11
電による地域での活用は、どの候補地であっても可能と考える(3 市 1 組の公共施設に供給済み)。	
すでに、隣接施設へ温水供給を行っている。また EV パッカー車への電力供給及び蓄熱輸送も設備ができれば可能と思われる。ただし、熱源を利用する施設は他所に比べると少ないと思われる。バイオガスプラントとの併設は敷地的には限定的になると考えられる。	7
周辺に住宅、農地、公共施設等が存在する立地であることから、例えば温水プール施設等への利用は可能と考えられるが、利用可能量は限定される。廃棄物発電等による電力供給については一定の可能性はある。	7
現行においても温水プールをはじめ公共施設へのエネルギー供給がなされており、現行 地での更新となれば引き続きエネルギーの供給が可能となって地域振興にも寄与するも のとなる。	7
廃棄物発電の廃熱を周辺施設へ熱供給することは可能であるが、そのエネルギー利用は 施設に近接した地区に限られる。	7
・エネルギー供給施設 排熱の農業利用, CO2 の農業利用について現状でほとんど目処が立っていない上, 長期に渡って農業が行われるという見通しが分からない。 ・その他のエネルギー利用 温水プールや福祉施設での利用可能性はあるものの, ポテンシャルは, 他の 2 地区 と比べて小さい。 ・CCUS 可能性がほぼない。	0
住宅地周辺であり排熱や CO2 の利用可能性として温水プール以外に量的な活用は難しい。 熱供給するプールまで民地や公道を横断する必要がある。	0
合 計	39

②候補地 2(ENEOS 大阪事業所跡地)の採点結果の概要

理由・ご意見	点数
施設の立地場所が工業地帯であるために、熱の利用は様々に可能であると考えられる。例えば、メチルシクロヘキサンからの水素の脱離反応においては熱エネルギーが必要であり、この立地では一つの供給源として機能する可能性がある。また EV パッカー車への電力供給及び蓄熱輸送も設備ができれば可能と思われる。バイオガスプラントとの併設も可能である。さらに周辺が水素供給基地になり、比較的容易に手に入ることができれば、CO2 のメタン化(メタネーション)も可能性がある。大阪港・堺泉北港・阪南港港湾脱炭素化推進計画にも合致する。	11
・エネルギー供給施設 蒸気,温水を近隣工場等で産業利用出来る可能性が高い。候補地2と候補地3とでは距離や規模はそれぞれ一長一短であり、甲乙付けがたい。熱導管、パイプラインなどの敷設は候補地2が容易で可能性は高そうだが、現時点で確約されておらず、差を付けるのは難しいと判断した。 ・その他のエネルギー利用 メタンガスを有効に利用できる可能性がある。 マイクログリッド構築の可能性が高い。 ・CCUS コンビナート連携などにより、脱炭素化に貢献できる可能性がある。	11
隣接する工場での電力、排熱利用の可能性に加えて、廃棄物発電やメタン発酵等をおこなった場合に、敷地内で別施設を建設することにより利用できる可能性がある。 この点については、他の2候補地と比較して将来の拡張可能性という観点で評価できる。	11
3 候補地のうち最も副次的エネルギーの多角的な有効活用が見込まれる可能性がある。 マイクログリッドの構築で安定的な副次的エネルギーの供給利用が可能となる。 とりわけ蓄熱やメタンガスの供給に際して公道を横断せずに敷地内で完結することが 可能である。	11
現行施設からの移転となると、温水プール等へのエネルギー供給が困難となって施設 運営に支障をきたす可能性が高くなるが、一方で、当該地の周辺環境や敷地面積の拡大 を考慮すれば新たなエネルギー活用や脱炭素化の推進の可能性が他の候補地に比べてより高く見いだせるのではないかと思われる。	11
地域エネルギーの供給拠点として、廃棄物発電を、自己託送や自治体新電力を介した供給方法や CCUS 以外に、自営線マイクログリッドの方法により地域で活用できる点を特に評価。	11
マイクログリッドやメタンガス利用及び CCUS 等が他候補地に比べ、取組事例に記載されているが、現地踏査の際、メタンガスのエネルギー利用については検討段階と回答されており、エネルギー利用及び脱炭素の可能性は未知数。なお、廃棄物発電による地域での活用は、どの候補地であっても可能と考える。	7
合 計	73

③候補地3(高砂公園)の採点結果の概要

理由・ご意見	点数
施設の立地場所が工業地帯であるために、熱の利用は様々に可能であると考えられる。例えば、メチルシクロヘキサンからの水素の脱離反応においては熱エネルギーが必要であり、この立地では一つの供給源として機能する可能性がある。また EV パッカー車への電力供給及び蓄熱輸送も設備ができれば可能と思われる。バイオガスプラントとの併設については、候補地2と比べると厳しいかもしれない。さらに周辺が水素供給基地になり、比較的容易に手に入ることができれば、CO2 のメタン化(メタネーション)も可能性がある。大阪港・堺泉北港・阪南港港湾脱炭素化推進計画にも合致する。	11
○ (マイクログリッド可能なら◎) ・エネルギー供給施設 蒸気,温水を近隣工場等で産業利用出来る可能性が高い。候補地2と候補地3とでは距離や規模はそれぞれ一長一短であり,甲乙付けがたい。熱導管,パイプラインなどの敷設面でのハードルは相対的に高いが,現時点で確約されておらず,差を付けるのは難しいと判断した。 ・その他のエネルギー利用 メタンガスを有効に利用できる可能性がある。 マイクログリッド構築は難しい? ・CCUS コンビナート連携などにより,脱炭素化に貢献できる可能性がある。	7
周辺でのメタンガス,電力,排熱利用は可能であると考えるが,敷地面積の観点からは利用のための施設を設置する困難であることから評価を候補地2よりは下げた。	7
マイクログリッドの構築で安定的な副次的エネルギーの供給利用が可能となる。蓄熱やメタンガスの供給に際しては公道を横断する必要がある。	7
現行施設からの移転となると、温水プール等へのエネルギー供給が困難となって施設 運営に支障をきたす可能性が高くなるが、一方で、当該地の周辺環境を考慮すれば新た なエネルギー活用や脱炭素化の推進の可能性が見いだせるのではないかと思われる。	7
メタンガス利用及び CCUS 等が他候補地に比べ、取組事例に記載されているが、現地 踏査の際、メタンガスのエネルギー利用については検討段階と回答されており、エネル ギー利用及び脱炭素の可能性は未知数。なお、廃棄物発電による地域での活用は、どの 候補地であっても可能と考える。	7
地域エネルギーの供給拠点として、廃棄物発電を、自己託送や自治体新電力を介した供給方法や CCUS により地域でそのエネルギー利用・脱炭素化が可能。	7
合 計	53

(2) エネルギー以外の施設利活用:資源循環に係る施設利活用

■配点のポイント

施設整備に望ましい立地特性の方向性を踏まえ、ごみ処理に伴う副次的なエネルギーの有効活用とともに、地域循環共生圏の構築の観点で資源循環に係る施設利活用ができると施設の付加価値が高まることから、評価対象とする。

なお、地域循環共生圏の形成の観点から、施設周辺の生産拠点(動脈産業)や資源の再利用施設(静脈産業)も考慮し、動静脈連携も見据えた整理・評価を行う。

◎ (11 点): 資源循環に係る利活用が可能であり、特に評価できる。

○ (7点): 資源循環に係る利活用が可能である。

△(0点):資源循環に係る施設利活用は難しい。

■各候補地の採点結果

候補地1:	候補地 2:	候補地3:
現有地(泉北クリーンセンター)	ENEOS 大阪事業所跡地	高砂公園
7 点	9 点	9 点

[※]各候補地の採点結果は、各委員による採点結果の平均値とした。

なお、評価に用いる点数は整数値とし、小数第1位を四捨五入することにより算定した。

①候補地1(現有地(泉北クリーンセンター))の採点結果の概要

理由・ご意見	点数
一般廃棄物のプラスチックリサイクルの収集拠点としては利活用が可能であると考えられる。	7
・プラスチックリサイクル プラ資源の原料としての利用は、輸送面のデメリットが若干あるものの、やる気に なれば可能と考える。	7
プラ資源を循環型素材として活用することは現存の隣接施設を利用して可能であるがそれ以外は施設設置のスペース等のことを考えるとやや困難である。	7
プラ資源のリサイクルは限定的で現状を超えることが期待できない。	7
現行、資源化センター「エコトピア」において、資源物の分別・利活用を行っている ところであるが、施設の更新によって新たな資源循環システムの構築が可能となる。	7
プラスチックリサイクルについては、どの候補地でも資源循環に係る利用が可能である。	7
プラ資源を循環型素材として活用し、リサイクル施設としての利活用は可能。プラ資源を化学原料として活用し、プラスチックのリサイクル工場としての利活用は可能	7
合 計	49

②候補地 2(ENEOS 大阪事業所跡地)の採点結果の概要

理由・ご意見	点数
敷地に余裕があるため、プラスチックの収集だけでなく、ソーティングセンターとし	
ての利活用が可能であると思われる。これらは、大阪府の近隣都市なども視野に入れる	
ことは可能であり、また産業廃棄物のプラスチックリサイクルとの連携も可能と思われ	
. .	
さらには、二酸化炭素回収装置を設置することが可能な面積であると考えられる。	11
本候補地は日本で9か所しかない石油化学コンビナートのうちの1つと隣接しているこ	
とから、カーボンリサイクルの拠点になりえる。	
大阪港・堺泉北港・阪南港港湾脱炭素化推進計画との相乗的な取り組みが期待できる	
可能性がある。	
コンビナート連携による新たな資源循環の可能性が大きく先端的な施設としての運用が	11
期待できる。	11
現行、資源化センター「エコトピア」において、資源物の分別・利活用を行っていると	
ころであるが、当該候補地に移転することで、敷地面積の拡大をはじめ周辺環境を考慮	11
すれば、新たな資源循環システムの構築の可能性が広がるものと思われる。	
プラ資源を循環型素材として活用し、リサイクル施設としての利活用は可能。プラ資源	
を化学原料として活用し、プラスチックのリサイクル工場としての利活用できることに	11
加え、プラ製造業として利活用できる点を特に評価。	
・プラスチックリサイクル	
プラ資源の原料としての利用は、体制を整えれば可能。	
物理的な距離が近いことで連携を模索する機運も高まりやすく,実現の可能性は候	7
補地1よりも高いとは思うが、確定しているわけではないことから差を付けることは	
困難であると判断した。	
プラ資源の素材および化学原料としての利用は十分に可能である。ただし、実際の利	7
活用は将来の設備導入に依存するところが大きい。	7
プラスチックリサイクルについては、どの候補地でも資源循環に係る利用が可能であ	_
వ .	7
合 計	65

③候補地3(高砂公園)の採点結果の概要

理由・ご意見	点数
候補地2に比べると敷地に余裕はないが、プラスチックの収集だけでなく、ソーティングセンターとしての利活用が可能であると思われる。 ただ、敷地余裕は大きくないことから、他市や産業廃棄物との連携は相対的に厳しい可能性はある。 さらには、二酸化炭素回収装置を設置することが可能な面積であると考えられる。 本候補地は日本で9か所しかない石油化学コンビナートのうちの1つ隣接していることから、カーボンリサイクルの拠点になりえる。 大阪港・堺泉北港・阪南港港湾脱炭素化推進計画との相乗的な取り組みが期待できる可能性がある。	11
コンビナート連携による新たな資源循環の可能性が大きく先端的な施設としての運用が期待できる。	11
プラ資源を循環型素材として活用し、リサイクル施設としての利活用は可能。 プラ資源を化学原料として活用し、プラスチックのリサイクル工場としての利活用できることに加え、プラ製造業として利活用できる点を特に評価。	11
・プラスチックリサイクル プラ資源の原料としての利用は、体制を整えれば可能。 物理的な距離が近いことで連携を模索する機運も高まりやすく、実現の可能性は候補地1よりも高いとは思うが、確定しているわけではないことから差を付けることは困難であると判断した。	7
候補地2と同様の利用は期待でできる。ただし、用地の制約、周辺が公道のためやや周辺への展開には制限がある。	7
現行、資源化センター「エコトピア」において、資源物の分別・利活用を行っているところであるが、当該候補地に移転することで、新たな資源循環の仕組みの構築が可能となる。	7
プラスチックリサイクルについては、どの候補地でも資源循環に係る利用が可能である。	7
合 計	61

(3) エネルギー以外の施設利活用:地域振興に係る施設利活用

■配点のポイント

一般廃棄物処理施設は地域振興の場となりうることから、環境教育、地元振興に係る施設の利活用ができると施設の付加価値が高まることから、評価の対象とする。

◎ (11 点): 地域振興の利活用が可能であり、特に評価できる。

○ (7点): 地域振興の利活用が可能である。△ (0点): 地域振興の施設利活用は難しい。

■各候補地の採点結果

候補地 1:	候補地 2:	候補地 3:	
現有地(泉北クリーンセンター)	ENEOS 大阪事業所跡地	高砂公園	
8 点	9 点	7 点	

[※]各候補地の採点結果は、各委員による採点結果の平均値とした。

なお、評価に用いる点数は整数値とし、小数第1位を四捨五入することにより算定した。

①候補地1(現有地(泉北クリーンセンター))の採点結果の概要

理由・ご意見	点数
環境教育へ活用されることを期待する。	11
他候補地に比べ、小中学生が施設見学している環境教育を実施する際は、市街地に立地していることから、移動が容易。 現有地においては、周辺住民や近隣学校とも良好な関係を築いており、泉北クリーンフェスティバルでも連携して行っていることから、他候補地に比べ極めて地域振興の利活用が可能であり、特に評価できる。	11
環境教育の場としては、現状でも機能されていることと思われる。また、環境教育は中身が重要であり、市街地、工業地帯ではあまり違いはないと思われる。 ただ、市街地にあることで、周辺の住民における環境教育やエコイベントなどの拠点となりうる。 敷地が他所に比べて小さいことから、付加的な施設を建設することは難しいと思われる。	7
これまでの延長線上の施設になる可能性があり、他地域からの見学者の来訪などについては、限られると思われる。 ・アクセスのしやすさ 市街地に立地しており、他の地域と比べて市民のアクセスへのハードルは低いかも	7
しれないが、現時点では判断が難しい。明確な差はないと判断した。 他の候補地と比較して、周辺が住宅地であり、住民がアクセスしやすいという点で優位点がある。 利活用の方法としては環境教育などが想定されるが、用地の関係上、公園等としての利用はやや困難である。	7
現時点においても、毎年度クリーンフェスティバルの開催やリサイクル品の無償譲渡会を開催するなど、ごみの減量化や 4R の推進などの資源循環型の社会の必要性について啓発活動を行っており、新たに更新整備される施設においても同様に引き続き環境教育の推進に寄与するものと思われる。	7
現在も地元小学生の社会見学やクリーンフェスティバルなど、環境教育の場として利活用しており、地域振興の利活用が可能。	7
合 計	57

②候補地2(ENEOS 大阪事業所跡地)の採点結果の概要

理由・ご意見	点数
工業地帯にあり、周辺に住んでいる人はいないことから、近隣地域の拠点とはなりにくい。ただ、施設を訪問する人への環境教育は中身が重要であり、市街地、工業地帯で	
はあまり変わらない。敷地に余裕があるため、付加的な施設を建設することは可能であ	
る。脱炭素や資源循環の最新設備を導入することは敷地的には余裕があり、かつ近隣の	11
産業との連携ができる立地にあることから、関連施設を誘致することも可能である。ま	
た、それらが建設され、稼働されたときには大きな観光資源(国内外から関心の高い施	
設)になりえ、地域振興につながる可能性がある。	
工業地帯というアクセスの面で不利な部分はあるが、過去にはイベント等の実施実績	
があるようである。	
周辺整備と連携した学生向けの見学などの環境教育、駐車場整備と一体化したキッズス	11
ペースの設置など、用地の広さや周辺環境を活かした利用が他の候補地と比較すると特	
に期待できる。	
環境教育へ活用されることを期待する。	11
現行施設では、毎年度クリーンフェスティバルの開催やリサイクル品の無償譲渡会を開	
催するなど、ごみの減量化や 4R の推進などの資源循環型の社会の必要性について啓発	
活動を行っているが、新たに当該候補地において更新整備される施設においては、施設	11
の周辺環境が大きく異なることや敷地面積の拡大などによって、これまでとは違った環	
境教育の推進、地域振興が図れるのではないかと期待できる。	
・アクセスのしやすさ	
工業地域内にあり、一般市民が気軽にアクセスしやすいかやや疑問が残る。受入体制	7
を整えれば良いと思うが,現時点では判断が難しい。明確な差はないと判断した。	
臨海地域では、施設見学における環境教育を実施する際、移動が困難となる。バスの	
調達など追加費用がかかる。	7
泉北クリーンフェスティバルも3市住民の参加が難しくなり、地域振興の施設利活用	,
は可能ではあるものの、候補地①に比べ困難となる。	
臨海部においても、地元小学生の社会見学やクリーンフェスティバルなど、環境教育	
の場として利活用が可能。	7
- 3 - 5 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7	
合 計	65
	00
	l

③候補地3(高砂公園)の採点結果の概要

理由・ご意見	点数
環境教育へ活用されることを期待する。	11
工業地帯にあり、周辺に住んでいる人はいないことから、近隣地域の拠点とはなりにくい。ただ、施設を訪問する人への環境教育は中身が重要であり、市街地、工業地帯ではあまり変わらない。敷地は候補地2ほどは余裕がないことから、周辺産業の可能性を考慮すると、脱炭素や資源循環の最新設備の導入は限定的となる可能性はある。	7
・アクセスのしやすさ 公園として利用されていたこと、文化財が存在することから一般市民がアクセスし やすいとは思うが、有意な差があるのか、現時点では判断が難しい。明確な差はない と判断した。	7
現行施設では、毎年度クリーンフェスティバルの開催やリサイクル品の無償譲渡会を開催するなど、ごみの減量化や 4R の推進などの資源循環型の社会の必要性について啓発活動を行っているが、新たに当該候補地において更新整備される施設においては、施設の周辺環境が大きく異なることから、これまでとは違った環境教育の推進、地域振興が図れるのではないかと期待できる。	7
臨海地域では、施設見学における環境教育を実施する際、移動が困難となる。バスの調達など追加費用がかかる。 泉北クリーンフェスティバルも3市住民の参加が難しくなり、地域振興の施設利活用は可能ではあるものの、候補地①に比べ困難となる。	7
臨海部においても、地元小学生の社会見学やクリーンフェスティバルなど、環境教育 の場として利活用が可能。	7
候補地1と同様に用地面積が限られており、公園や環境教育の場としての利用も困難であると判断できる。さらに、工業地帯というアクセスの面で不利であるため、候補地1より評価を下げている。	0
合 計	46

(4) エネルギー以外の施設利活用:その他の施設の利活用

■配点のポイント

エネルギー、資源循環及び地域振興以外に施設の利活用に係る付加価値がある場合は、その付加価値について評価対象とする。

◎ (11 点): エネルギー、資源循環及び地域振興以外の利活用が可能であり、特に評価できる。

○ (7点):エネルギー、資源循環及び地域振興以外の利活用が可能である。 △ (0点):エネルギー、資源循環及び地域振興以外の施設利活用は難しい。

■各候補地の採点結果

候補地 1:	候補地 2:	候補地3:
現有地(泉北クリーンセンター)	ENEOS 大阪事業所跡地	高砂公園
4 点	9 点	5 点

[※]各候補地の採点結果は、各委員による採点結果の平均値とした。

なお、評価に用いる点数は整数値とし、小数第1位を四捨五入することにより算定した。

①候補地1(現有地(泉北クリーンセンター))の採点結果の概要

理由・ご意見	点数
上町断層帯が隣にあるとはいえ、地域の防災拠点としては機能すると思われる。また、施設が市街地に存在する利点として、フェイズフリーの周辺の住民の直接的な防災拠点となりえる。	7
災害時の防災拠点として活用できる。	7
市街地で内陸部に立地するため、他候補地と比べると災害時の防災拠点としての利活用は可能である。 広域処理の拠点及び民間事業者との連携拠点が取組事例として記載されているが、第4回立地検討委員会でも議論したとおり、見込も定かではないため、評価に含めていない。	7
ごみ焼却に伴い発生する電力、熱を安定して供給できる。近隣自治体や民間事業者と連携し、施設を利活用することが可能。	7
・防災拠点 いずれも災害時の復興拠点となり得る。敷地面積の点からは発展性が限られており、やや不利。 被災状況によって復興拠点としての貢献度合いが異なることも予想されるが、それは災害の項目で評価するとして、ここでは差がないと評価した。 ・広域処理拠点 敷地面積の制約や、住宅地域にあることから、他地域の廃棄物を受け入れての処理は難しいように思われる。 ・民間事業者との連携拠点 敷地面積の制約や、住宅地域にあることから、難しいように思われる。	0
他の候補地と比較して、標高が高い位置に立地しており、例えば大雨時の防災拠点と の利用の可能性はあるが、スペースの確保などが困難と考えられる。	0
施設の更新整備により強靭な処理システムの構築が可能となるほか、災害発生時におけるエネルギー供給源となったり、地域の防災活動への支援なども可能となる。但し、近隣自治体との連携や広域化については、現状の周辺自治会や住民の理解を得られるかなど調整が困難ではないかと思われる。	0
合 計	28

②候補地2(ENEOS 大阪事業所跡地)の採点結果の概要

理由・ご意見	点数
防災拠点にはなりえるが、沿岸部であり、本候補地の地盤をかさ上げしたとして、施設自体が津波の影響を免れることは可能であるが、アクセスルートなどにやや不安はあり、アクセスルートへのケアも必要である。 一方で、敷地に余裕があることから、近隣都市との連携をとって、この場所を大阪府あるいは近畿の資源循環・廃棄物処理の拠点、さらにはカーボンリサイクルの拠点とし、様々な施設を誘致できれば、きわめて効率的な処理及び資源循環が可能となる。大阪港・堺泉北港・阪南港港湾脱炭素化推進計画との相乗的な取り組みが期待できる可能性がある。	11
・防災拠点 いずれも災害時の復興拠点となり得る。敷地面積の点からは最も発展性があると思われる。 被災状況によって復興拠点としての貢献度合いが異なることも予想されるが、それは災害の項目で評価するとして、ここでは差がないと評価した。 ・広域処理拠点 敷地が広く、広域処理の拠点としての発展性がある。 ・民間事業者との連携拠点 周辺地域の企業等が未確定なため判断しづらいが、現時点では自由度も高く、動静脈連携としての発展性は最もあると思われる。	11
さまざまな可能性についてゼロベースで検討が可能である。 とりわけ将来の広域化に向けた視点は現在の市民だけでなく将来世代にとって魅力的 であり、多様な主体との連携を模索することで、和泉市、高石市、泉大津市が環境防災 政策における全国の最先端モデルを提示することができる。	11
施設の更新整備により強靭な処理システムの構築が可能となるほか、災害発生時におけるエネルギー供給源となったり、地域の防災活動への支援なども可能となる。 なお、当該地においては、現行施設に比べて大幅な敷地面積の拡大が見込まれることから、新たな機能の付加や施設の増設などへの対応も比較的容易で、更なる広域化処理の可能性もより現実的に考えられる。	11
ごみ焼却に伴い発生する電力、熱を安定して供給できる。事業所跡地の敷地内に候補 地以外のスペースが存在し、近隣自治体との連携において、将来の広域化の拠点として 施設を利活用できる点を特に評価。 事業所跡地の敷地内に候補地以外のスペースが存在し、民間事業者と連携し、施設を 利活用できる点を特に評価。	11
地震時に埋立地へのアクセスを確保することにより、防災拠点としての利用は可能。 また、広域廃棄物処理の拠点、民間事業者との連携拠点としての可能性も用地の広さ、 アクセスのしやすさの観点から期待できる。	7
臨海地域に立地するため、候補地①と比べると災害時の防災拠点としての利活用は難しい。広域処理の拠点及び民間事業者との連携拠点が取組事例として記載されているが、第4回立地検討委員会でも議論したとおり、見込も定かではないため、評価に含めていない。	0
合 計	62

③候補地3(高砂公園)の採点結果の概要

理由・ご意見	点数
防災拠点にはなりえるが、沿岸部であり、本候補地の地盤をかさ上げしたとして、施設自体が津波の影響を免れることは可能であるが、アクセスルートなどにやや不安はあり、アクセスルートへのケアも必要である。 大阪港・堺泉北港・阪南港港湾脱炭素化推進計画との相乗的な取り組みが期待できる可能性がある	7
・防災拠点 いずれも災害時の復興拠点となり得る。敷地面積の点からは候補地2よりやや劣ると思われる。 被災状況によって復興拠点としての貢献度合いが異なることも予想されるが、それは災害の項目で評価するとして、ここでは差がないと評価した。 ・広域処理拠点 敷地はそれなりに広く、広域処理の拠点としての発展性があるが、公道に囲まれた公園であり、候補地2よりはやや劣る。 ・民間事業者との連携拠点 連携拠点となる可能性はあるものの、敷地面積や、周辺状況などから、動静脈連携の発展性は、候補地2より劣ると思われる。	7
災害時の防災拠点として活用できる。	7
施設の更新整備により強靭な処理システムの構築が可能となるほか、災害発生時におけるエネルギー供給源となったり、地域の防災活動への支援なども可能となる。 また、近隣自治体との連携や広域化についても可能性がある。	7
ごみ焼却に伴い発生する電力、熱を安定して供給できる。 近隣自治体や民間事業者と連携し、施設を利活用することが可能。	7
候補地2と同様の利用可能性はあるが、用地の広さ等の面で不利な部分がある。	0
臨海地域に立地するため、候補地①と比べると災害時の防災拠点としての利活用は難しい。 広域処理の拠点及び民間事業者との連携拠点が取組事例として記載されているが、第 4回立地検討委員会でも議論したとおり、見込も定かではないため、評価に含めていない。	0
合 計	35

7) 合意形成に係る聞き取り調査結果の概要

各候補地周辺の自治会・事業者に対して実施した、本事業の実施に係る 聞き取り調査の結果を、次頁以降に示す。

市名	自治会名	通知日時(令和6年) 決定方法もしくは機関	意見	評価
和泉市	A自治会	日時:7月5日 決定方法:ヒヤリング 結果及び町内会の意見	1.ヒヤリング結果 (1)煙突が高くそびえ立ち、景観が悪い。 (2)隣に国史跡黄金塚があり、現有地も黄金塚エリアとして古墳の整備を望む。 (3)近くに住民が多数住んでいる。 2.●町内会の意見 現地での継続運営は反対です。 他所への移転を前提に検討をお願い致します。	Δ
和泉市	B自治会		臨海部の方が良いと思う。 近くに古墳があるので、整備して跡地に公園などの施設を作って ほしい。	-
和泉市	C自治会	日時:7月15日 決定方法:自治会全世 帯に回覧し意見徴取の 上、代表からFAXにて 提出	1.代替え地への移設希望 2. 高石の場所に設置した場合は施設は災害対策がなされてると思いますが、そこまでの侵入搬入経路の災害対策がなされてるか、なされていない場合は現地、または津波の心配のない場所を選択。 3.ごみを燃やした後に排出される灰の埋め立て量を減らすため(現在は和泉市)エコセメントとして土木建築資材に利用できる設備を併設	Δ
和泉市	D自治会	日時:7月6日 決定方法:自治会の意 見	1 候補地があるならそちらに移転してほしいが全員一致です。 2 有識者等で組織する立地検討委員会とあるが、その委員会には各自治会からも組織に加えてほしい。 3 クリーンセンターのために周りには各自治会からも組織に加えてほしい。 4 岸和田貝塚のクリーンセンターは人里離れた臨海にあり、最新の機械が入っていると聞く。同じように臨海に作れば人に害を及ぼさないとは言えないが、和泉のクリーンセンターよりは人に与える影響は一段と少ない。 5 今のを建替えるとなると工事のための新たな騒音・公害がでてくると思う。	Δ
和泉市	E自治会	日時:7月19日 決定方法:代表者から 回答(住民にアンケー トを行ったが回答がな かった。)	現有地での建替えに問題はございません。	0
和泉市	F自治会	日時:7月2日 決定方法:アンケート に基づき、代表者が電 話で回答	アンケートを実施した結果、約150件中48件の回答があり、反対 意見は5件程度であった。 結果、弊自治会は賛同傾向であると回答させていただく。	0
和泉市	G自治会	日時:7月9日 決定方法:話し合いを 行い、代表者が電話で 回答	現有地での建替えに問題はない。 騒音、臭気もなく、ダイオキシンの数値も出ていないので新しく 建替えを行ったとしても問題がない。 臨海部で建設するのに、津波などが気になります。	0

※評価は以下の通り分類している。
○:施設整備に対し賛同の意向を示す意見
△:施設整備に対し不賛同の意向を示す意見
-:その他の意見

①現有地周辺(自治会)

市名	自治会名	通知日時(令和6年)	意見	評価
		決定方法もしくは機関]
和泉市	H自治会	日時:7月16日 決定方法:全自治会員 に対してアンケートを 実施し、代表が取りま とめ	今回の建て替えに対する自治会住民の意見について、事前にサンプル間き取りを行ったところ、年齢、居住期間、クリーンセンターとの現時点での関わりの程度等で大きく意見の相違が見受けられ、自治会役員会において検討の結果、統一見解の表明は困難と判断し、全戸へのアンケート調査で現時点の住民の意向を調査し報告することとした。 <調査方法> ・●丁目に住まいする全自治会員を対象にアンケート用紙を配布・回収・設問は「現在地での建て替えについて」・回答は1.賛成2.反対3.どちらでもよい4.その他の4択・「ご意見」記入欄あり・無記名・自由回答 <調査結果> 回答数 賛成 反対 どちらでも その他 170 73 26 69 2 横成比 42.9% 15.3% 40.6% 1.2% 調査は「自由回答」としていたため回答率は63.7%であった。また「賛成」と「どちらでもよい」で83%を超え「反対」を大きく上回った結果となった。参考として、記入のあった「ご意見」を原文のまま記載・添付します。	0
和泉市	l自治会	日時:7月9日機関:	泉北グリーンセンター立地検討について 現在 当自治会においては反対等はあまり無く利便性が第一理由 との意見をもらっております。令和16年度以降の現在の場所にて の建替えに関して賛成します。 又 候補地に決定した場合はそ れに反対するものではありません。	0
和泉市	J自治会	日時:7月6日 機関:役員会	・現時点においては予定候補地のいずれに決定されたとしても、 特に反対など異議はありません。 ・現在の場所でも問題なく思います。現在の位置でのよほどの問題点などがなければ、現在位置でも良いかと。 ・候補地3箇所におけるそれぞれの立地に対する費用がどれだけ違うのか。 ・以前の更新時は同じ敷地内だった?今回も敷地内で実施可能であればベスト。	0
高石市	K自治会	日時:6月17日 機関:役員会	現有地での建替えに、特に異論はない。 臨海部で建設する方が、スムーズに事業が進むのではと思う。	0
高石市	L自治会	日時:6月16日 機関:役員会	別の候補地に行ってもらった方が良いのではないか。 ただし、浸水対策など防災面の整備をしっかりやってもらいた い。 液状化の対策についても同様である。	Δ
高石市	M自治会	日時:7月2日機関:	役員6人中 賛成4人 反対1人 意見もらえず1人 以上です。	0

※評価は以下の通り分類している。 ○:施設整備に対し賛同の意向を示す意見 △:施設整備に対し不賛同の意向を示す意見 -:その他の意見

①現有地周辺(自治会)

市名	自治会名	通知日時(令和6年) 決定方法もしくは機関	意見	評価
堺市	N自治会	日時:7月9日 機関:●校区自治会連 合会議	移設、建て替えについてのアンケート結果について表題の件につきまして、6月9日に●集会所にておこなわれました「令和16年以降の新施設の整備」についての話し合いのあと、現地に建て替え、移転、また移転(仮)となった場合、跡地にプラスチック回収施設等の施設の参入について、自治会員様を対象に6月16日から6月30日迄アンケート調査を実施いたしました。アンケート結果につきましては、現地建て替えに反対81%、賛成19%、また移設になった場合の跡地については、何もない方がよい80%、プラスチック回収施設等の参入があっても仕方が無い20%との回答結果になりました。また、その他の意見として、跡地には公園施設やスポーツ施設にしてほしいとの回答も頂いております。 ●校区自治連合会の場におきましても、各町賛否をいただいております。資料として添付しておりますので、ご確認よろしくお願いいたします。 (添付資料)(略)以上18地区自治会会長で行い泉北環境整備施設組合クリーンセンター整備基本構想の策定についての件で協議した結果、現在のゴミ焼却施設を現在地で建て替えに反対する。建て替え地を工業地帯等にして頂きたい。他所へ建て替えた後の跡地にプラスチック回収施設等の建設にも反対する。全地区自治会会長一致で採決しました。尚、跡地を公園等の施設にすればとの意見です。	Δ

②ENEOS大阪事業所跡地周辺(事業者)

市名	事業者名	決定日時	意見	評価
高石市	0事業者	6月20日	・施設が隣接した場合の車両の動線が気になります。	0
			・別途、説明会を開催して頂ければ幸いです。	

③高砂公園周辺(事業者)

市名	事業者名	決定日時	意見 意見	評価
高石市	P事業者			回答なし
高石市	Q事業者	7月3日	・当社敷地出入口(西側)の道路が狭く、また、信号の青状態の時間が短い為車両の出入に支障をきたさないか懸念があります。 ・当埋立地の出入口が一本しかなく、朝夕の交通集中がひどい為、さらに悪化しないか懸念します。	_
高石市	R事業者	6月19日	・車両往来が激しくなる。・時間帯によって渋滞の心配がある。現状車両に関する点のみです。	_
高石市	S事業者	6月13日	一般廃棄物中間処理施設(泉北クリーンセンター)の件に関しては、弊社で扱う車種の都合により、賛同はできかねます。よろしくお願い致します。 備考 現在弊社では、土地の老朽化に伴い、新たな土地を探しております。入札のお話しがありましたら、ぜひ、お引き合いされていただきたく思いますので、下記のお電話まで折り返してご連絡お待ちしております。	Δ
高石市	T事業者	6月13日	近隣事業地での事業活動に反対することはございません。	0
高石市	U事業者			回答なし
高石市	V事業者			回答なし
高石市	W事業者	6月18日	特に異論等ございません。	0
高石市	X事業者	6月19日	移転することによって周辺環境(交通量、騒音、におい等)が 大きく変わり、事業への影響が出ないか心配。また、海から近 いという事もあり、地震・津波等の災害で施設が機能しなくな るのではないかという懸念がある。 そもそも高砂公園が候補地として検討された理由は何か教えて ほしい。	_
高石市	 Y事業者	6月13日	問題なし	0
高石市	Z事業者	0//10 [15182-6-0	回答なし
高石市	a事業者			回答なし
高石市	b事業者			回答なし
高石市	C事業者	6月26日	(メリット) ①この地区に新たな雇用が生まれることは喜ばしい。 ②地域住民や近隣企業の従業員の方が気軽に訪れ、心や体が癒される場の提供を期待している。 (デメリット) ①車両の出入が多くなる事の交通事故発生率の増加が心配される。 ②周辺への不法投棄が増える事が心配(ゴミ処理場近くに投棄しておけば関係者がかたづけるだろう)。	0
高石市	d事業者 e事業者	6月13日 7月1日	御社事業が必要であることは承知しているが、いざ近隣に建設されるとなると懸念がある。産廃業社はこの工業団地内にもいくつかあるが、なんせトラックの運転が荒い。また、道にはみ出して作業する企業もあり、御社が高砂公園に来られることには、目の前の弊社としては断固反対である。 この度は丁寧にご説明いただき、ありがとうございました。公共の福祉に資する施設の建設計画でありますので、特に異論はございません。	Δ
高石市	 f事業者			回答なし
	1. 3. SIZ H	1		I S

※評価は以下の通り分類している。
○:施設整備に対し賛同の意向を示す意見
△:施設整備に対し不賛同の意向を示す意見
-:その他の意見

8)施設の利活用に係る取組のポイント

各候補地において考えられる、施設の利活用に係る取り組みのポイント (周辺の事業所等、候補地毎の模式図(将来絵姿)、可能性の考えられる 取り組み、留意事項等)を次頁に示す。



注)緑色の網掛けは、各候補地の特徴的な取り組みを示す。